

## 基準 1 防火対象物の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 町、地区単位の集会等の用に供する防火対象物で次の各号に適合する場合は、消防用設備等に関する規定の適用については、令別表（15）項に掲げる防火対象物に準じて取扱うことができる。ただし、収容人員の算定については、（1）項口として取扱うこと。  
※（昭和48年9月3日付け消防安第22号）
  - （1）準耐火構造であること。
  - （2）利用者が特定されていること。
  
- 2 仮設建築物（使用期間が6箇月以内のもので、かつ、就寝を伴わないものに限る。）で次の各号に掲げる消防用設備等に応じ、当該各号に定める代替措置を講じたときは、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。
  - （1）屋内消火栓設備にあつては、当該仮設建築物に適応するパッケージ消火設備又は、大型消火器を代替設置すること。
  - （2）自動火災報知設備及び非常警報設備については、音響装置が付置された携帯用拡声器を1個以上設置すること。
  
- 3 共同住宅等に係る消防用設備等の取り扱いについては、次によることができる。
  - （1）本項の適用範囲は、令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿又は共同住宅）及び令第8条の規定により、寄宿舎、下宿、又は共同住宅の用途に供される部分と他の用途に供する部分がそれぞれ別の防火対象物とみなされる場合の当該寄宿舎、下宿又は共同住宅の用途に供される部分（以下「共同住宅等」という。）に限るものとする。
  - （2）本項における用語の意義は、次のとおりとする。
    - ア 住戸等とは、住戸（寝室、宿泊室等の部分を含む。以下同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室をいう。
    - イ 共用室とは、居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。
    - ウ 共用部分とは、廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場、アルコープ等の住戸等以外の部分で居住者が共用する部分をいう。
    - エ 階段室等とは、避難階又は地上に通ずる直通階段及びその階段室をいう。
    - オ 二方向避難とは、住戸、共用室及び管理人室について、地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、少なくとも一つの経路を安全に利用して避難できることをいう。
    - カ 開放型の廊下及び階段室等とは、直接外気に開放され、かつ、住戸等の火災時に発生する煙を有効に外気に排煙できる廊下及び階段室等をいう。
    - キ 二方向避難型共同住宅等とは、共同住宅等のうちすべての住戸、共用室及び管理人室について、二方向避難が確保されているものをいい、二方向避難・開放型共同住宅等に該当するものを除くものとする。
    - ク 開放型共同住宅等とは、共同住宅等のうちすべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型の廊下又は階段室等に面しているものをいい、二方向避難・開放型共同住宅等に該当するものを除くものとする。
    - ケ 二方向避難・開放型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、二方向避難が確保され、かつ、その主たる出入口が開放型の廊下又は階段室等に面しているものをいう。
    - コ 階段室型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する共同住宅等をいい、個々の階段室等を連結する廊下を有するものを含むものとする。

サ 廊下型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する共同住宅等をいう。

シ 光庭とは、採光のために設ける屋根のない吹き抜け状の空間をいう。

ス 特定光庭とは、光庭に面する住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等の光庭に面する開口部からの火煙が上階に位置する住戸等に対して、影響を与えるおそれのあるものをいう。

セ 共同住宅用スプリンクラー設備とは、共同住宅等の構造、利用形態等を勘案して、その消火、警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用するスプリンクラー設備で、第8号に定める性能、機能等を有するものをいう。

ソ 共同住宅用自動火災報知設備とは、共同住宅等の構造、利用形態等を勘案して、その感知、警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する自動火災報知設備で、第9号に定める性能、機能等を有するものをいう。

タ 住戸用自動火災報知設備とは、共同住宅等の構造、利用形態等を勘案して、その感知、警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する自動火災報知設備で、第10号に定める性能、機能等を有するものをいう。

チ 共同住宅用非常警報設備とは、共同住宅等の構造、利用形態等を勘案して、その警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する非常警報設備で、第11号に定める性能、機能等を有するものをいう。

(3) 本項を適用することのできる共同住宅等の建築構造上の要件は、次のとおりとする。

ア 主要構造部が耐火構造であること。

イ 共用部分及びバルコニーは次によること。

(ア) 共用部分の壁及び天井（腰壁及び階段の軒裏等を含む。）の仕上げが準不燃材料であること。

(イ) 手すり、仕切板（バルコニーにおいて、住戸等と住戸等を仕切る板をいう。）、防風スクリーン、目隠板その他これらに類するものが設けられている場合は、準不燃材料でしたものであること。

なお、(ア)及び(イ)の部分に吹付塗装等が施される場合には、下地が準不燃材料であり、かつ、吹付材等が基材同等（吹付材等が下地に吹付塗装された場合等において、下地と同等の防火性能を有することをいう。）の材料として国土交通大臣の認定を受けたもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものが必要であること。

ウ 住戸等と住戸等及び住戸等と共用部分とは、開口部のない耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。ただし、住戸等と共用部分を防火区画している壁には、一定の防火措置を講じた出入口、窓等の開口部を設けることができる。

なお、防火区画及び開口部の防火措置については、第12号によること。

エ 特定光庭に面する開口部には、防火措置がとられていること。

なお、特定光庭に面する開口部の防火措置については第13号によること。

(4) 前号に掲げる建築構造上の要件を満たす共同住宅等には、次に掲げる共同住宅等の区分に応じて、それぞれに定める消防用設備等の設置の特例を認めることができる。ただし、給油取扱所等の危険物施設を同一棟内に有する共同住宅等にあつては、消防本部主管課と別途協議すること。

ア 二方向避難・開放型共同住宅等

(ア) 消火器具

消火器具は、規則第6条の規定の例により設置するものとする。

ただし、次によることができるものとする。

a 住戸、共用室及び管理人室に次により消火器を設置した場合は、当該住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等で、当該住戸、共用室及び管理人室の出入口からの歩行距離が20m以内となる部分には消火器具を設置しないことができること。

(a) 住戸、共用室及び管理人室ごとに設置するものであること。

(b) 住戸、共用室及び管理人室内に設置する消火器は、住宅用消火器とすること。

b 階ごとの共用部分（消火器が設置された住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等を除く。）及び住戸等（住戸、共用室及び管理人室を除く。）の部分にあつては、当該部分の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器具を設置すること。

(イ) スプリンクラー設備

令第12条第1項第9号の規定に基づきスプリンクラー設備を設置しなければならない共同住宅等にあつては、次によるものとする。

a スプリンクラー設備は、共同住宅等の11階以上となる階のうち、次に掲げる場所に設置することとし、その他の場所には、スプリンクラー設備を設置しないことができること。

(a) 11階以上の階に存する住戸及び管理人室

ただし、厨房（住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。）、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）の壁等（壁及び天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）をいう。次の（b）において同じ。）の仕上げを準不燃材料でしてあるものについては、この限りでない。

(b) 11階以上の階に存する共用室

ただし、次に掲げる事項のすべてを満たすものについては、この限りでない。

i 厨房（住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。）、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）の壁等の仕上げは準不燃材料でしてあるものであること。

ii 共用室とその他の部分（開放型の廊下及び階段室等に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部は、規則第13条第1項第1号ロの規定に適合するものであること。

iii 前iiの開口部は、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられているものであること。

b スプリンクラー設備を住戸、共用室及び管理人室に設ける場合にあつては、共同住宅用スプリンクラー設備を設置すること。

(ウ) 自動火災報知設備

令第21条第1項の規定に基づき自動火災報知設備を設置しなければならない共同住宅等にあつては、次によるものとする。

a 自動火災報知設備は、共同住宅用自動火災報知設備を設置すること。

ただし、次に掲げる共同住宅等にあつては、それぞれに定めるところによることができるものであること。

(a) 地階を除く階数が10以下の共同住宅等

共同住宅用自動火災報知設備の設置に替えて、住戸等の部分には住戸用自動火災報知設備を、また、直接外気に開放されていない共用部分には住戸用自動火災報知設備を住戸等の部分に準じて設置するとともに、それ以外の共用部分には共同住宅用非常警報設備を設置することができること。

(b) 地階を除く階数が5以下の共同住宅等であつて、住戸等と共用部分との間の壁に設けられている出入口、窓等の開口部の面積の合計が一の住戸等につき4㎡（共用室にあつては、8㎡）以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下であるもの

共用部分に共同住宅用非常警報設備を設置した場合にあつては、自動火災報知設備を設置しないことができること。

b 前aの規定にかかわらず、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室には、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(エ) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具

前（ア）から（ウ）までに掲げる規定により、消火器、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備を措置した場合にあつては、令第11条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで並びに第25条第1項の規定に規定する屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報す

る火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具を設置しないことができるものとする。

## イ 二方向避難型共同住宅等又は開放型共同住宅等

### (ア) 消火器具

消火器具は、規則第6条の規定の例により設置するものとする。

ただし、次によることができるものとする。

- a 住戸、共用室及び管理人室に次により消火器を設置した場合は、当該住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等で、当該住戸、共用室及び管理人室の出入口からの歩行距離が20m以内となる部分には消火器具を設置しないことができること。

(a) 住戸、共用室及び管理人室ごとに設置するものであること。

(b) 住戸、共用室及び管理人室内に設置する消火器は、住宅用消火器とすること。

- b 階ごとの共用部分（消火器が設置された住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等を除く。）及び住戸等（住戸、共用室及び管理人室を除く。）の部分にあっては、当該部分の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器具を設置すること。

### (イ) 屋内消火栓設備

令第11条第1項の規定に基づき屋内消火栓設備を設置しなければならない共同住宅等にあっては、同条第3項の規定の例により設置するものとする。

ただし、次によることができるものとする。

- a 開放型共同住宅等にあっては、設置しないことができること。

- b すべての住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階にあっては、設置しないことができること。

### (ウ) スプリンクラー設備

令第12条第1項第9号の規定に基づきスプリンクラー設備を設置しなければならない共同住宅等にあっては、次によるものとする。

- a スプリンクラー設備は、共同住宅等の11階以上となる階のうち、次に掲げる場所に設置することとし、その他の場所には、スプリンクラー設備を設置しないことができること。

(a) 11階以上14階以下の階に存する住戸、共用室及び管理人室

ただし、開放型共同住宅等の住戸及び管理人室にあっては前ア（イ）a（a）のただし書の規定に適合するもの、また、開放型共同住宅等の共用室にあっては前ア（イ）a（b）のただし書の規定に適合するものについては、この限りでない。

(b) 15階以上の階に存する住戸、共用室及び管理人室

- b スプリンクラー設備は、共同住宅用スプリンクラー設備とすること。

### (エ) 自動火災報知設備

令第21条第1項の規定に基づき自動火災報知設備を設置しなければならない共同住宅等にあっては、次によるものとする。

- a 自動火災報知設備は、共同住宅用自動火災報知設備を設置すること。

ただし、次に掲げる共同住宅等にあっては、それぞれに定めるところによることができるものであること。

(a) 地階を除く階数が5以下の共同住宅等

共同住宅用自動火災報知設備の設置に替えて、住戸等の部分には住戸用自動火災報知設備を、また、直接外気に開放されていない共用部分には住戸用自動火災報知設備を住戸等の部分に準じて設置するとともに、それ以外の共用部分には共同住宅用非常警報設備を設置することができること。

(b) 地階を除く階数が2以下の共同住宅等であって、住戸等と共用部分との間の壁に設けられている出入口、窓等の開口部の面積の合計が一の住戸等につき4㎡（共用室にあっては、8㎡）以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下であるもの

共用部分に共同住宅用非常警報設備を設置した場合にあっては、自動火災報知設備を設置しないことができること。

- b 前 a の規定にかかわらず、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室には、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(オ) 避難経路を確保するための避難器具

開放型共同住宅等に該当するものであって、個々の住戸、共用室及び管理人室のうち二方向の避難経路が確保されていないものにあっては、当該住戸、共用室及び管理人室のベランダ等の部分に、避難器具（避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごに限る。）を設置し、当該住戸、共用室又は管理人室以外の部分に避難できるように措置するものとする。

(カ) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具

前（ア）から（オ）までに掲げる規定により、消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備並びに避難経路を確保するための避難器具を措置した場合にあっては、令第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 25 条第 1 項の規定に規定する屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具を設置しないことができるものとする。

ウ ア及びイに掲げる共同住宅等以外の共同住宅等

(ア) 消火器具

消火器具は、規則第 6 条の規定の例により設置するものとする。

ただし、次によることができるものとする。

- a 住戸、共用室及び管理人室に次により消火器を設置した場合は、当該住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等で、当該住戸、共用室及び管理人室の出入口からの歩行距離が 20 m 以内となる部分には消火器具を設置しないことができること。

(a) 住戸、共用室及び管理人室ごとに設置するものであること。

(b) 住戸、共用室及び管理人室内に設置する消火器は、住宅用消火器とすること。

- b 階ごとの共用部分（消火器が設置された住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等を除く。）及び住戸等（住戸、共用室及び管理人室を除く。）の部分にあっては、当該部分の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が 20 m 以下となるように消火器具を設置すること。

(イ) 屋内消火栓設備

令第 11 条第 1 項の規定に基づき屋内消火栓設備を設置しなければならない共同住宅等にあっては、同条第 3 項の規定の例により設置するものとする。ただし、当該階のすべての住戸、共用室及び管理人室に次の（ウ）の規定によりスプリンクラー設備を設けた階には、屋内消火栓設備を設置しないことができること。

(ウ) スプリンクラー設備

令第 12 条第 1 項第 9 号の規定に基づきスプリンクラー設備を設置しなければならない共同住宅等にあっては、次によるものとする。

- a 住戸、共用室及び管理人室以外の場所には、スプリンクラー設備を設置しないことができること。

b スプリンクラー設備は、共同住宅用スプリンクラー設備を設置すること。

(エ) 自動火災報知設備

令第 21 条第 1 項の規定に基づき自動火災報知設備を設置しなければならない共同住宅等にあっては、共同住宅用自動火災報知設備を設置するものとする。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室にあっては、共同住宅用自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(オ) 避難経路を確保するための避難器具

二方向の避難経路が確保されていない住戸、共用室及び管理人室にあつては、当該住戸共用室及び管理人室のベランダ等の部分に、避難器具（避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごに限る。）を設置し、当該住戸、共用室及び管理人室以外の部分に避難できるように措置するものとする。

(カ) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具

前（ア）から（オ）までに掲げる規定より、消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備並びに避難経路を確保するための避難器具を措置した場合にあつては、令第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで並びに第25条第1項の規定に規定する屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具を設置しないことができるものとする。

(5) 共同住宅等のうち、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号）記1（2）に定める「独立した用途に供される部分」に該当する部分については、住戸とみなして前号を適用するものとする。この場合において、当該部分は、床面積150㎡以内ごとに、第3号ア、イ及びウに規定する防火区画とすること。

(6) 二方向避難型等の判断基準等は、次によること。

ア 共同住宅等の構造が二方向避難又は開放型の廊下及び階段室等に該当するか否かの判断及び光庭が特定光庭に該当するか否かの判断は、第14号によるものとする。

イ 階数の算定方法は、次によること。

(ア) 令第8条に規定する区画により他の用途の防火対象物とみなされる階を有する共同住宅等の階の算定にあつては、当該他の用途の防火対象物とみなされる階を含めること。

(イ) スキップ型又はメゾネット型の共同住宅等の階数は、各住戸ごとによるものではなく、各階単位によるものであること。

(7) その他の消防用設備等の取扱いは、次によること。

ア 令第26条第1項の規定に基づき設置しなければならない誘導灯及び誘導標識は、採光上有効で、かつ、開放型の廊下及び階段室等の部分には、設置を要さないものであること。

イ 連結送水管及び非常コンセント設備を階段室型共同住宅等に設置する場合にあつては、令第29条第2項及び第29条の2第2項の規定にかかわらず、各階段室ごとに、連結送水管の放水口にあつては3階以上の階、非常コンセントにあつては11階以上の階に設置することができること。この場合において、連結送水管にあつては3階、非常コンセントにあつては11階に設置し、それぞれ当該階から3階層（メゾネット型にあつては1住戸1階層とみなす。）以内ごとに、かつ、各部から連結送水管の放水口又は非常コンセントまでの歩行距離が50m以下となるように設けること。

ウ 水噴霧消火設備等

共同住宅等のうち令第13条第1項の表の上欄に該当することとなる部分については、同表の下欄に掲げる水噴霧消火設備等のいずれかを設置するものとする。

(8) 共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準

ア スプリンクラーヘッド

(ア) 小区画型ヘッドで感度種別が1種のヘッドを用いること。

(イ) スプリンクラーヘッドは、各住戸、共用室及び管理人室の厨房（住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。）、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）に設けるものとする。

(ウ) 天井に、その部分から一のスプリンクラーヘッドまで水平距離が2.6m以下となるように設けること。

(エ) 外部から衝撃が加わるおそれのある場所に設置する場合には、当該ヘッドを天井埋込み式のものとす等、外部から衝撃が加わらないための保護措置を講じること。

(オ) その他、規則第13条の3第2項(第1号を除く。)及び第14条第1項第7号の規定の例によること。

#### イ 制御弁

(ア) 各住戸、共用室又は管理人室ごとに設けること。

(イ) パイプシャフト等外部から操作でき、かつ、外部の者に容易にいたずらされない場所に設け、どの住戸、共用室又は管理人室用のものか区別できるよう表示すること。

(ウ) 閉止時には、当該制御弁に係る配管系の表示器の赤色の表示灯が点滅するよう措置されていること。

(エ) 表示器は、住戸、共用室又は管理人室外の住棟受信機等から点灯できるよう措置された場合を除き、電源停止時に1時間以上前(ウ)に規定する点滅ができるよう措置されていること。

#### ウ 自動警報装置

(ア) スプリンクラーヘッドの開放により信号を発するものとする。

(イ) 発信部は、各住戸、共用室又は管理人室ごとに設けるものとする。

(ウ) 受信部は、表示装置又は住棟受信機等とする。

(エ) 自動警報装置の2次側の配管には、規則第14条第1項第5号の2ロに定める末端試験弁に準じて、試験弁を設けること。

(オ) その他、規則第14条第1項第4号ホの規定の例によること。

#### エ 音声警報、スピーカー等

(ア) 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されていない場合における音声警報、スピーカー等については、次によること。

a 音声警報機能等、警報範囲、メッセージ内容、スピーカー、戸外表示器等については、第9号ク、ケ(ア) bに係る部分に限る。)、コ及びサに定めるところに準じて措置すること。

b メッセージの内容

スプリンクラーヘッドが開放した場合には、次に示すメッセージの例又はこれに準じるものとする。

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難してください。」  
〇〇には、住戸番号、共用室名等を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火室が容易に特定できる場合にあっては、「この近所」とすることができること。

(イ) 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合における警報にあっては、省略することができること。

#### オ 作動表示

(ア) 表示器は、次によること。

a 住戸、共用室又は管理人室内のスプリンクラーヘッドが開放した場合に点滅するものであること。

b その他、第9号サ(ア) bを除く。)に定めるところによること。

c 当該住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設けられる場合にあっては、当該戸外表示器の表示灯を共用できるものであること。

(イ) スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号は、管理人室等に設置された表示装置において、受信できるように措置されていること。この場合における表示は、開放した旨及び開放した住戸、共用室又は管理人室の存する階又は階段室がわかるものであること。

ただし、管理人室等に常時人がいない共同住宅等については、住民及び消防隊が開放表示等を確認するのに支障のない場所に設けること。

なお、当該住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合にあっては、当該表示装置を住棟受信機とすることができること。この場合における表示は、火災表示と識別できるように措置されていること。

#### カ 放水性能等

(ア) 4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が

1 kgf/㎥以上で、かつ、放水量が50 /分以上の性能のものとする。

(イ) 水源は、その水量が4 %以上の量となるように設けること。

(ウ) 加圧送水装置は、ポンプの吐出量を220 /分以上とするほか、令第12条第2項第6号並びに規則第14条第1項第5号及び第11号(ハ(イ)を除く。)の規定の例によること。

キ 送水口、非常電源、起動装置、操作回路の配線、配管及び貯水槽等

(ア) 送水口は、令第12条第2項第7号及び規則第14条第1項第6号の規定の例によること。ただし、単口形とすることができること。

(イ) 非常電源は、規則第14条第1項第6号の2の規定の例によること。この場合における表示・警報に要する非常電源の容量は、5住戸分に相当する負荷に供給できるものとする。

(ウ) 起動装置は、規則第14条第1項第8号イ(ロ)の規定の例によること。

(エ) 操作回路の配線及び住棟受信機への信号配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

(オ) 配管は、初期火災の熱により機能に支障を生じない材料を用いるか又は機能に支障を生じない措置を講じるほか、規則第14条第1項第10号の規定の例によること。

(カ) 貯水槽等は、規則第14条第1項第12号の規定の例によること。

#### (9) 共同住宅用自動火災報知設備の設置基準

ア 共同住宅用自動火災報知設備の構成及び機能

共同住宅用自動火災報知設備の構成及び機能は、次のとおりとする。

(ア) 共同住宅用自動火災報知設備は、住棟受信機、中継器、P型3級又はGP型3級受信機、戸外表示器、感知器等から構成されること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室には、P型3級又はGP型3級受信機を設けること。

また、住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器は、P型3級又はGP型3級受信機に直接又は中継器を介してこれらの受信機に接続されていること。この場合のP型3級若しくはGP型3級受信機又は中継器は、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有すること。

(ウ) 住戸等(住戸、共用室及び管理人室を除く。)及び共用部分に設ける感知器は、住棟受信機に直接接続されていること。

なお、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有するP型3級若しくはGP型3級受信機又は中継器を住戸等(住戸、共用室及び管理人室を除く。)及び共用部分の適切な位置に設置する場合にあっては、これらを介して住棟受信機に接続することができること。

(エ) 住棟受信機は、住戸、共用室、管理人室等に設置されたP型3級又はGP型3級受信機から、火災が発生した旨の警報を発するための信号を受信した場合において、当該受信機が存する警戒区域に係る火災表示が行えるものであること。

イ 警戒区域

警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第21条第2項の規定の例によるものとする。

ただし、次によることができるものとする。

(ア) メゾネット型住戸等の階数は1とみなすことができること。

(イ) 警戒区域の面積は、1,500㎡以下とすることができること。

(ウ) 階段室型共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階以下ごとを一の警戒区域とすることができること。

(エ) 廊下型共同住宅等にあっては、警戒区域の一辺の長さは100m以下とすることができること。

(オ) 廊下型共同住宅等の階段室等は、それぞれ一の警戒区域とすること。

ウ 感知器

(ア) 設置場所

感知器は、次の場所に設けること。

a 住戸内の厨房、居室、収納室(納戸等で4㎡以上のものをいう。)及び階段

- b 共用室、管理人室、倉庫（4㎡以上のものをいう。）、電気室、機械室その他これらに類する室
- c 直接外気に開放されていない共用部分

(イ) 感知器の種別及び設置

感知器の種別及び設置については、規則第23条第4項から第7項までの規定に準ずるほか、次によること。

- a 住戸等内の感知器は、自動試験機能等対応型感知器とし、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの（公称作動温度が60℃又は65℃のもの）、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器であること。ただし、住戸以外の部分に設ける感知器にあつては、自動試験機能等対応型感知器としないことができること。
- b 規則第23条第5項の規定により煙感知器を設けなければならない場所（階段及びエレベーターの昇降路を除く。）には、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち1種若しくは2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの（公称作動温度が60℃又は65℃のもの）若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器を設けることで足りるものであること。
- c 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。
- d 共用部分の階段又は傾斜路に設置する感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

ただし、煙感知器を設ける場合にあつては、5階までごとに1個以上の個数とすることができる。

エ 中継器

中継器の設置は、規則第23条第9項の規定の例によること。

オ 配線

配線は、次に定めるところによるほか、規則第24条第1号の規定の例によること。

(ア) 住棟受信機からP型3級受信機又はGP型3級受信機、戸外表示器及びスピーカー（共用部分に設けられるものに限る。）までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けられていること。

(イ) 非常電源を外部から供給する方式のP型3級受信機又はGP型3級受信機に係る電線は、規則第12条第1項第4号ニの規定に準じて設けられていること。

ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分に設置する電線にあつては、同項第5号の規定に準じて設けることで足りること。

カ 住棟受信機

(ア) 住棟受信機は、規則第24条第2号の規定の例によること。

ただし、管理室等に常時人がいない共同住宅等については、住民及び消防隊が火災表示等を確認するのに支障のない場所に設けること。

(イ) 同一敷地内に2棟以上の共同住宅等がある場合は、火災対応が十分できる範囲内ごとに一の住棟受信機を設けることで足りるものであること。

キ 電源及び非常電源

(ア) 電源は、規則第24条第3号の規定の例によること。特に、GP型3級受信機又はP型3級受信機の電源にあつては、各住戸、共用室又は管理人室ごとに交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させないでとるとともに、未入居、長期間の不在等時に一般電源の開閉器が遮断された場合であっても、感知器及び戸外表示器等の機能に支障がないように措置されていること。

(イ) 非常電源は、令第21条第2項第4号及び規則第24条第4号の規定の例によること。

なお、GP型3級受信機又はP型3級受信機の非常電源にあつては、当該受信機の電源が停止状態となった場合に、当該住戸、共用室又は管理人室に係る感知器、音声警報及び戸外表示器等の機能に支障がないよう措置されていなければならないこと。

また、音声警報にあつては、感知器が作動した住戸、共用室又は管理人室のみに発せられれば足りるものであること。

#### ク 音声警報機能等

##### (ア) 音声警報音の構成

音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

##### (イ) シグナル等

シグナルは、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）第4、4（2）によること。

##### (ウ) メッセージの内容

メッセージは、「感知器が作動した旨の警報」にあつては女声により、また、「火災が発生した旨の警報」にあつては男声によるものとし、次のケに示す警報内容の例又はこれに準ずるものとする。

##### (エ) 音声警報音の音質

音声警報音は、サンプリング周波数8kHz以上及び再生周波数帯域3kHz以上のADPCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質及び信頼性を有するものであること。

##### (オ) 音声警報音の構成

音声警報音による放送は、次によること。

- a 「感知器が作動した旨の警報」にあつては、火災が発生した旨の警報が発せられるまでの間又は警報の停止操作がされるまでの間、第1シグナル、感知器が作動した旨のメッセージ、1秒間の無音状態の順に連続する警報を1単位として、これを連続して繰り返すものとする。
- b 「火災が発生した旨の警報」にあつては、第1シグナル、火災が発生した旨のメッセージ、1秒間の無音状態、第1シグナル、火災が発生した旨のメッセージ、1秒間の無音状態、第2シグナルの順に連続する放送を1単位とし、アの時間を含めて10分間以上連続して繰り返すものとする。

#### ケ 警報範囲、メッセージ内容等

感知器が作動した場合及び火災が確認された場合における警報範囲、メッセージ内容等については、次に掲げるとおりである。

##### (ア) 住戸、共用室又は管理人室内の感知器が作動した場合

住戸、共用室又は管理人室内の感知器が作動した場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

##### a 感知器が作動した旨の警報

- (a) 警報範囲 当該住戸、共用室又は管理人室のみ
- (b) メッセージ内容 「火災感知器が作動しました。確認して下さい。」
- (c) 警報機能

- i 火災の発生の有無を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等进行操作することにより、警報が停止すること。
- ii 移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合、その他火災と判断できる信号が受信された場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

##### b 火災が発生した旨の警報

##### (a) 警報範囲

- i 当該出火住戸、共用室又は管理人室
- ii 廊下型共同住宅等

当該出火住戸、共用室又は管理人室が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、1階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地下階

iii 階段室型共同住宅等

当該出火住戸、共用室又は管理人室が所在する階段室等に面する住戸、共用室又は管理人室及び階段室等（開放型の階段室等に該当するものを除く。）で5階層以下を1ブロックとしてそのブロック及び直上ブロック

(b) メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」  
〇〇には、階、住戸番号又は共用室名等を挿入すること。

なお、共同住宅等の形態から出火室が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(c) 警報機能

各住戸、共用室又は管理人室ごとに警報を停止することのできる機能を設けることができること。

c 火災の確認の判断方法

(a) 感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

(b) その他火災と判断できる信号が受信された場合

(イ) 倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室（以下「倉庫等」という。）又は共用部分（階段、エレベータ機械室等のたて穴部分を除く。以下この（イ）において同じ。）の感知器が作動した場合

倉庫等又は共用部分の感知器が作動した場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

なお、この場合において、「火災が発生した旨の警報」が感知器の作動後60秒以内に発せられた場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」を省略することができること。

a 感知器が作動した旨の警報

(a) 警報範囲 当該感知器が設置されている倉庫等又は共用部分の警戒範囲

(b) メッセージ内容

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

〇〇には、階、倉庫等の名称又は共用部分の名称を挿入すること。

なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(c) 警報機能

i 火災の発生の有無を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等进行操作することにより、警報が停止すること。

ii 移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあつては、当該信号により火災が発生した旨の警報が発せられること。

b 火災が発生した旨の警報

(a) 警報範囲

i 当該出火倉庫等又は共用部分

ii 廊下型共同住宅等

当該出火倉庫等又は共用部分が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、1階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地下階

iii 階段室型共同住宅等

当該出火倉庫等又は共用部分の面する階段室等及びその階段室等に面する住戸等で5階層以下を1ブロックとしてそのブロック及び直上ブロック

(b) メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階、倉庫等の名称又は共用部分の名称を挿入すること。

なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(c) 警報機能

各住戸、共用室又は管理人室ごとに警報を停止することのできる機能を設けることができること。

c 火災の確認の判断方法

感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあつては、当該信号が受信された場合

(ウ) 階段又はエレベータの昇降路（以下「階段等」という。）に設けられた感知器が作動した場合

階段等に設けられた感知器が作動した場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

なお、この場合において、「火災が発生した旨の警報」が感知器の作動後60秒以内に発せられた場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」を省略することができること。

a 感知器が作動した旨の警報

(a) 警報範囲 当該感知器が設置されている階段等の警戒範囲

(b) メッセージ内容

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

〇〇には、階段等の名称を挿入すること。

なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(c) 警報機能

i 火災の発生を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等进行操作することにより、警報が停止すること。

ii 移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあつては、当該信号により火災が発生した旨の警報が発せられること。

b 火災が発生した旨の警報

(a) 警報範囲

i 階段の場合

当該階段室、当該階段室に面する住戸等（廊下型共同住宅等の住戸等を除く。）及び階段室等の共用部分

ii エレベータの昇降路の場合

(i) 廊下型共同住宅等

機械室が設置されている直近階の住戸等及び共用部分

(ii) 階段室型共同住宅等

機械室が存する直近ブロックの階段室及び階段室に面する住戸等及び共用部分

(b) メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階段等の名称を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(c) 警報機能

各住戸、共用室又は管理人室ごとに警報を停止することのできる機能を設けることができること。

c 火災の確認の判断方法

感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合  
なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあつては、当該信号が受信された場合

コ スピーカー

スピーカーは、次によること。

ただし、住戸等に設ける音響装置にあつては、規則第24条第5号に定める地区音響装置を設けないことができるものとする。

(ア) スピーカーの種類

a 住戸、共用室又は管理人室内に設けるもの

P型3級受信機若しくはGP型3級受信機又はこれと同等以上の音圧を出力できるスピーカーとすること。

b 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設けるもの

規則第25条の2第2項第3号イに定めるL級、M級若しくはS級又はこれらに準じた音圧を出力できるスピーカーとすること。

(イ) スピーカーの設置

スピーカーは、直接外気に開放された共用部分以外の部分に、次により設けること。

a 住戸、共用室又は管理人室に設ける場合

前(ア) aに定めるものを1個設けること。

ただし、メゾネットタイプ等でこれにより住戸、共用室又は管理人室内の全域に有効に音声警報音が伝わらないおそれがある場合については、2個以上設けること。

b 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設ける場合

規則第25条の2第2項第3号ロに定めるところによること。

サ 戸外表示器

戸外表示器は、次により設置すること。

(ア) 次に定める火災表示灯を有すること。

a 赤色であること。

b 住戸、共用室又は管理人室内の火災感知器が作動した場合に点滅するものであること。

c 概ね3m離れた位置において点滅していることが明確に識別することができること。

(イ) 音響装置は、次によること。

a 音響装置は、スピーカーとし、音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。

b 戸外表示器の音響装置は、当該住戸、共用室又は管理人室内の受信機等と連動して「火災が発生した旨の警報」を発することとし、ケ(ア) bの規定の例により警報を発するものであること。

(ウ) 次に適合する場所に設けられていること。

a 各住戸、共用室又は管理人室の主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸、共用室又は管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所

b 点検に便利な場所

c 防滴措置がなされているものを除き雨水のかかるおそれのない場所

シ 点検対策

共同住宅用自動火災報知設備については、設置後における定期点検を含む維持管理を適正に行うために、次に掲げる措置が講じられていること。

ただし、住戸以外の部分に設置されるものにあつては、この限りでない。

(ア) 自動試験機能付きの自動火災報知設備又は遠隔試験機能付きの自動火災報知設備とすることにより、住戸等内に設けられた感知器の機能の異常が当該住戸等の外部（住棟受信機を含む。以下、(イ)から(エ)までにおいて同じ。）から容易に確認することができるよう措置されていること。

(イ) 自動火災報知設備の感知器及びスピーカーの信号回路の配線（インターホン等と共用し、常時

使用される部分を除く。)の導通状況を、当該住戸等の外部から容易に確認することができるように措置されていること。

(ウ) 遠隔試験機能付きの自動火災報知設備のうち、点検時に外部試験機を中継器に接続することにより行う方式による場合にあつては、当該中継器を当該住戸等の外部で点検のしやすい位置に設置すること。

(エ) P型3級又はGP型3級受信機及び戸外表示器にあつては、当該住戸等の外部からそれらの機能が確認できるように措置されていること。

(オ) 点検時において、当該住戸等内のP型3級又はGP型3級受信機の警報は、鳴動しない措置が講じられていること。

#### ス その他

その他共同住宅用自動火災報知設備の設置にあつては、規則第24条第6号から第8号まで及び第24条の2の規定の例によるものとする。

### (10) 住戸用自動火災報知設備の設置基準

#### ア 感知器

##### (ア) 設置場所

感知器は、次の場所に設けること。

a 住戸、共用室及び管理人室内の厨房、居室、収納室(納戸等で4㎡以上のものをいう。)及び階段

b 倉庫(4㎡以上のものをいう。)、電気室、機械室その他これらに類する室(以下この基準において「倉庫等」という。)

c 直接外気に開放されていない共用部分

##### (イ) 感知器の種別及び設置

感知器は、自動試験機能等対応型感知器とし、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60℃又は65℃のもの)、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器であること。ただし、住戸以外の部分に設置する感知器にあつては、自動試験機能等対応型感知器としないことができること。

#### イ 警報範囲等

##### (ア) 住戸、共用室及び管理人室

受信機、補助音響装置及び戸外表示器により火災である旨を、当該住戸、共用室又は管理人室内の全域及び当該住戸、共用室又は管理人室の面する共用部分に有効に報知できるように設けること。

##### (イ) 倉庫等

受信機及び戸外表示器により火災である旨を、当該倉庫等内の全域及び当該倉庫等が面する共用部分に有効に報知できるように設けること。

##### (ウ) 直接外気に開放されていない共用部分

直接外気に開放されていない共用部分にあつては、受信機及び補助音響装置により火災である旨を、当該警戒区域の範囲内に報知できるように設けること。

(エ) 警報は、第9号ケ(ア) bの「火災が発生した旨の警報」に準じたものが望ましいものであること。

#### ウ 戸外表示器

戸外表示器は、次に定めるところによること。

(ア) 火災表示灯及び音響装置を有すること。

(イ) 音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以下であること。

(ウ) 次に適合する場所に設けられていること。

- a 各住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等の主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等が面する共用部分から容易に識別できる場所
  - b 点検に便利な場所
  - c 防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所
- (エ) 次に定める火災表示灯を有すること。
- a 赤色であること。
  - b 住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等内の感知器が作動した場合に点滅するものであること。
  - c 概ね3m離れた位置において点滅していることが明確に識別することができること。

(オ) 戸外表示器の音響装置は、当該住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等内の感知器が作動した場合にこれと連動して、警報を発するものであること。

#### エ 配線

受信機から電源（10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。）、戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第5号の規定に準じて設けられていること。

#### オ 電源

電源は、住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等ごとに、交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとられていること。

#### カ 点検対策

住戸用自動火災報知設備は、設置後における定期点検を含む維持管理を適正に行うために、次の措置が講じられていること。

ただし、住戸以外の部分に設置されるものにあつては、この限りでない。

- (ア) 遠隔試験機能付きの自動火災報知設備とすることにより、住戸等内に設けられた感知器の機能の異常が当該住戸等の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (イ) 自動火災報知設備の通電状況及び感知器の信号回路の配線の導通状況を、当該住戸等の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (ウ) 点検時に外部試験機を中継器に接続することにより行う方式による場合にあつては、当該中継器を住戸等の外部で点検のしやすい位置に設置すること。
- (エ) P型3級又はGP型3級受信機及び戸外表示器にあつては、当該住戸等の外部からそれらの機能が確認できるように措置されていること。
- (オ) 点検時において、当該住戸等内のP型3級又はGP型3級受信機の警報は、鳴動しない措置が講じられていること。

#### キ その他

その他住戸用自動火災報知設備の設置にあつては、規則第23条第4項並びに第24条第1号、第2号イからハマまで及びホ並びに第6号から第8号までの規定の例により設けるものとする。

### (11) 共同住宅用非常警報設備の設置基準

#### ア 起動装置

- (ア) 起動装置は、原則として各階の階段付近に設けること。ただし、階段室型共同住宅等にあつては、当該階段室の1階の階段付近に設けること。
- (イ) 一の起動装置の操作によって、当該防火対象物に設けた音響装置を一斉鳴動するように設けること。
- (ウ) 床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
- (エ) 起動装置の上方に表示灯を設けること。
- (オ) 表示灯は、赤色の灯火で、取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた所から点灯していることが容易に識別できるものであること。

#### イ 音響装置

- (ア) 音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンとすること。
- (イ) 音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であること。
- (ウ) 音響装置は、廊下型共同住宅等にあつては廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が2.5m

以下となるように、階段室型共同住宅等のものにあつては当該階数の中央の階段付近に設けること。

ウ 操作部

(ア) 操作部は、点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれのない位置に設けること。

(イ) 1回線に接続できる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15以下とすること。

エ その他

配線、非常電源等については、規則第25条の2第2項第4号及び第5号の規定の例によるものとする。

(12) 住戸等の防火区画の基準及び開口部の防火措置は、第1章、基準8、第2項によるほか、次のアからウまでによること。

ア 住戸等と共用部分との間の壁に設ける出入口、窓等の開口部（換気口その他これらに類するもの（直径150mm以上の換気口その他これらに類するもの又は当該共用部分が開放型の廊下及び階段室等に該当しないものに面するものにあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するダンパーを設けたものに限る。）を除く。）には、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸（主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

イ 二方向避難・開放型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該当しないものの住戸等（スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）については、当該住戸等と共用部分との間の壁に設ける出入口、窓等の開口部の面積の合計が一の住戸等につき4㎡（共用室にあつては、8㎡）以下とし、かつ、一の開口部の面積は2㎡以下とすること。

ウ 住戸等と住戸等との間の防火区画の壁に乾式のものを用いる共同住宅等にあつては、（ア）から（ウ）に掲げる施工管理体制等が整備されている場合に限り、第1章、基準8、第2項第2号アの規定に適合するものとして取扱って差し支えないものであること。

(ア) 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画の壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成した施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。なお、乾式の壁、床及び梁等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

(イ) 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。なお、施工管理体制の整備状況については、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

(ウ) 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

(13) 特定光庭に面する開口部の防火措置

ア 特定光庭に面する開口部の防火措置（特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものを除く。）

(ア) 開口部には、はめ殺しの建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸が設けられていること。

ただし、住戸等にあつては、aに定める特定光庭に面する開口部に設ける防火戸又はbに定める特定光庭に面する開口部で当該共同住宅等の4階以下の部分に存するものに設ける防火戸は、はめ殺しのものであることを要しない。

a 「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年10月28日付け消防庁告示第7号。以下この項において「告示第7号」という。）に適合する階段（光庭に面して各階が又は各階の中間の部分ごとに、有効面積が1㎡以上の常時外気が流通する開口部が設けられ

ているもの)に面する特定光庭

b a以外の特定光庭で下端に常時外気が流通する開口部で有効断面積が $1\text{ m}^2$ 以上のものが設けられているもの

(イ)異なる住戸等の開口部間の水平距離は、同一壁面上にあるものにあつては $0.9\text{ m}$ 以上、異なる壁面上にあるものにあつては $2.4\text{ m}$ (はめ殺しの防火設備(防火戸に限る。))が設けられている開口部相互間にあつては、 $2\text{ m}$ 以上であること。

(ウ)異なる住戸等の開口部間の垂直距離は、 $1.5\text{ m}$ (はめ殺しの防火設備(防火戸に限る。))が設けられている開口部相互間にあつては、 $0.9\text{ m}$ 以上であること。

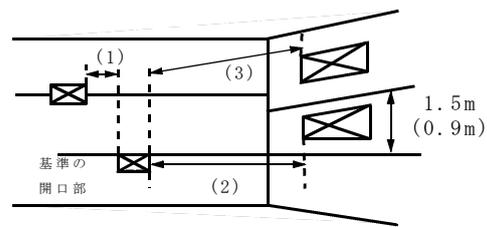
(エ)一の開口部の面積は $1\text{ m}^2$ 以下であり、一の住戸等の同一階の開口部の面積の合計は $2\text{ m}^2$ 以下であること。

(オ)開口部の室外部分に設けられる遮閉スクリーンを不燃材料にする等特定光庭に面する付帯設備等は不燃材料でつくられていること。

イ 開口部間の距離制限(特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものを除く。)

(ア)前ア、(イ)に定める異なる住戸等の開口部間の水平距離の制限は、当該開口部の上端からの垂直距離が上方 $1.5\text{ m}$ (相互の住戸等の開口部にはめ殺しの防火設備(防火戸に限る。))が設けられているものにあつては、 $0.9\text{ m}$ 未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。

第1-1図

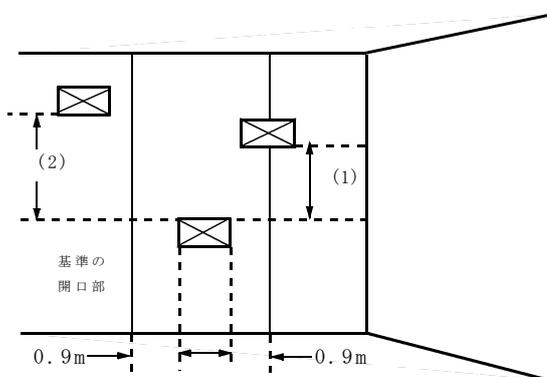


(1)及び(2)は距離制限を受ける。  
(3)は距離制限を受けない。

(イ)前ア、(イ)に定める異なる住戸等の開口部間の垂直距離の制限は、当該開口部の横端からの水平距離が、同一壁面上にあるものにあつては $0.9\text{ m}$ 未満、異なる壁面上にあるものにあつては $2.4\text{ m}$ (相互の住戸等の開口部にはめ殺しの防火設備(防火戸に限る。))が設けられているものにあつては、 $2\text{ m}$ 未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。

a 同一壁面上の場合

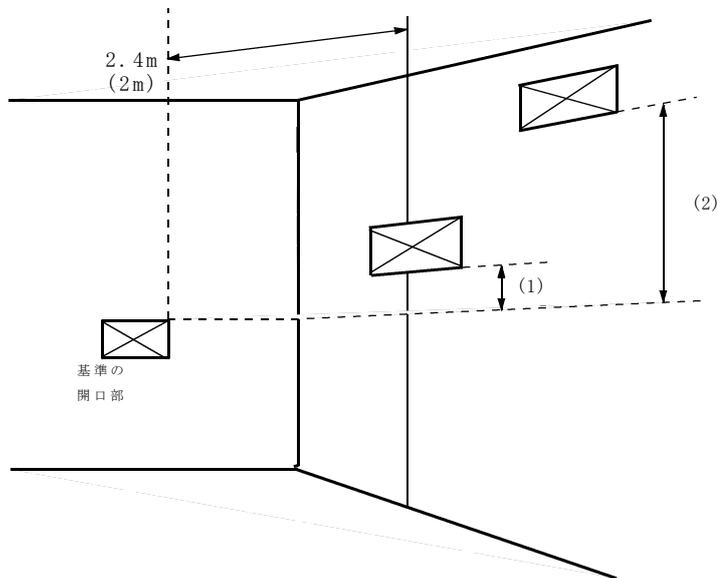
第1-2図



(1)は距離制限を受ける  
(2)は距離制限を受けない。

b 異なる壁面上の場合

第1-3図



(1)は距離制限を受ける  
(2)は距離制限を受けない。

(ウ) 同一壁面上の開口部相互が0.5m以上突出した耐火構造のひさし、そで壁等で防火上有効にさえぎられている場合にあつては、前ア(イ)に定める水平距離の制限及び前ア(ウ)に定める垂直距離の制限は受けないものであること。

ウ 特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものの開口部等の取扱い

(ア) 一の住戸等の特定光庭に面する出入口、窓等の開口部の面積の合計は、一の住戸等につき4㎡以下であること。この場合において、一の開口部の面積は、2㎡以下であること。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

(イ) 特定光庭の下端に常時外気が流通する開口部で有効断面積が特定光庭の水平投影面積の50分の1以上のものであること。

エ 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の取扱い

特定光庭に面する部分に給湯湯沸設備等(給湯器付風呂釜を含む。以下同じ。)を設ける場合は、次によるものとする。

(ア) 前ア(ア) aに定める特定光庭又はこれと同等以上の開放性を有する特定光庭であること。

(イ) 設置するガス給湯湯沸設備等の具備条件

「給湯湯沸設備の設置に関する疑義について」(昭和57年4月14日付け消防予第86号)問の記1に掲げる次の条件を満たすこと。

- a ガス消費量が60,000kcal/h以下であること。
- b 1住戸の用に供するものであること。
- c 密閉式又はこれに準ずる燃焼方式で、バーナー部が隠ぺいされていること。
- d 圧力調節器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないこと。
- e 過熱防止装置及び立消え安全装置が備えられていること。
- f ガス用品等の基準により完全性が確認されたものであること。

(ウ) 設置方法

- a 壁貫通部は、不燃材料で埋め戻すこと。
- b 配管は、金属製のものを使用すること。

(14) 二方向避難、開放型の廊下及び階段室等並びに特定光庭の判断基準

ア 二方向避難の判断基準

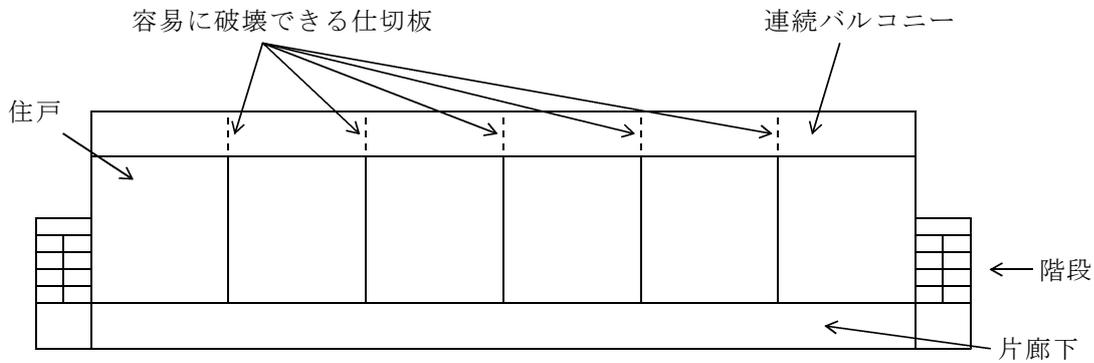
(ア) 二方向避難可能な住戸等(住戸、共用室及び管理人室に限る。この号において同じ。)かどうか

については、次の例を踏まえて判断するものとする。

a 片廊下型（連続したバルコニー、両端に2の階段）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等

第1-4図

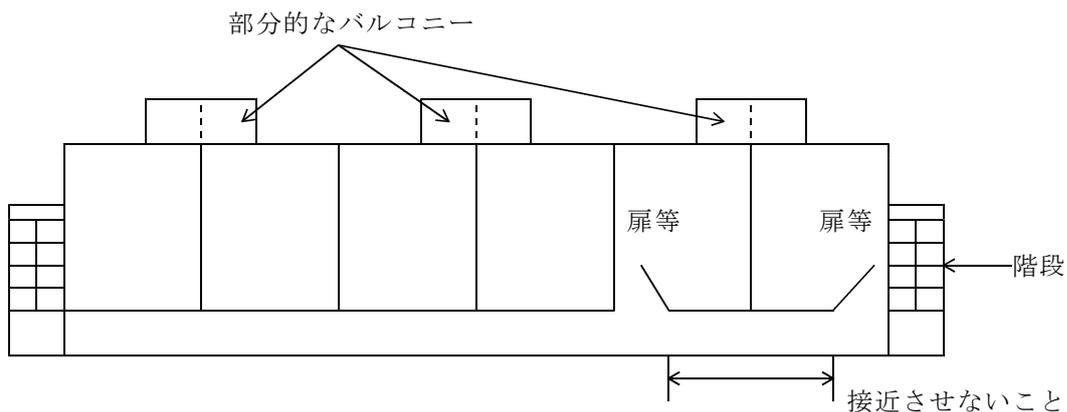


判定：二方向避難に該当する。

b 片廊下型（部分的に連続したバルコニー、両端に2の階段）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等

第1-5図

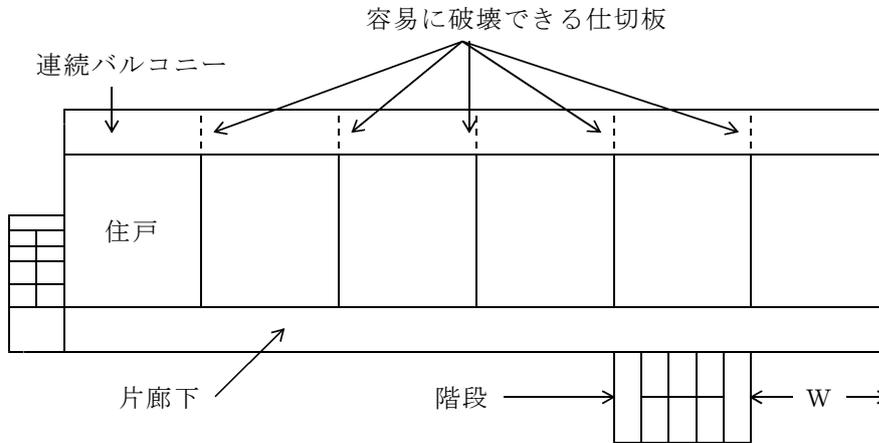


判定：二方向避難に該当する。ただし、バルコニーを共用する2住戸について、出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合（注3）は、各バルコニーに避難器具（避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごに限る。）又はこれと同等以上の安全な経路（以下「避難器具等」という。）を設けない限り、二方向避難に該当しない。

c 片廊下型（連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下に2以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が設置され、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等

第1-6図

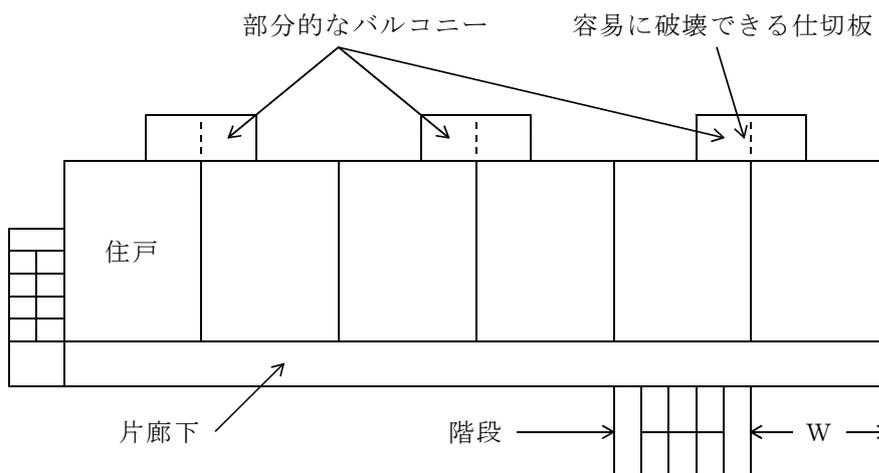


判定：Wについて、階段への経路が重複する住戸が1戸なら、二方向避難に該当する。2戸以上なら、当該端部側のバルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

d 片廊下型（部分的に連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下に2以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が設置され、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等

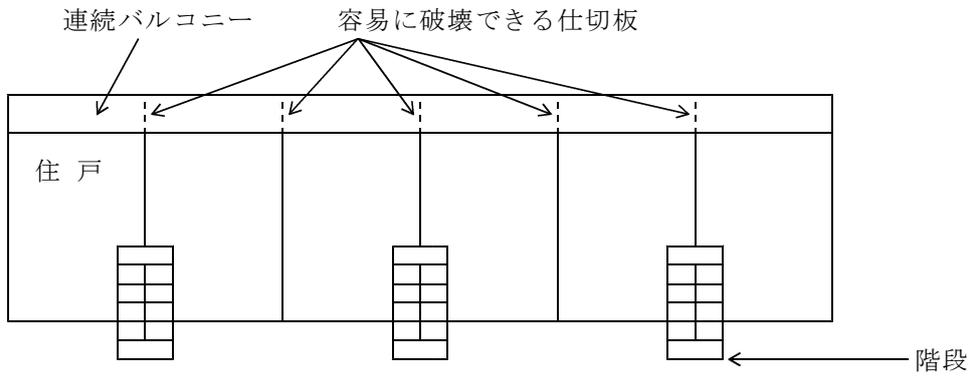
第1-7図



判定：Wについて、cと同様の扱いとする。ただし、経路が重複する住戸が1戸であっても、バルコニーを共用する2住戸について、出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合（注3）は、各バルコニーに避難器具等を設けない限り二方向避難に該当しない。

- e 階段室型（連続したバルコニー）  
各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等

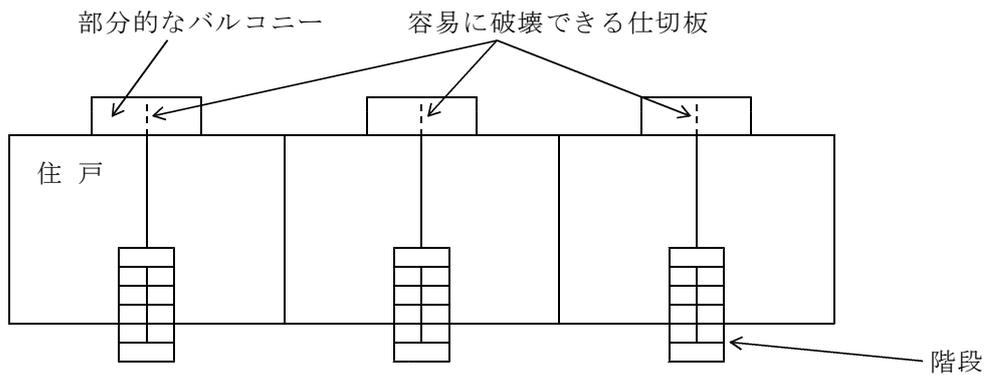
第1-8図



判定：二方向避難に該当する。

- f 階段室型（部分的に連続したバルコニー）

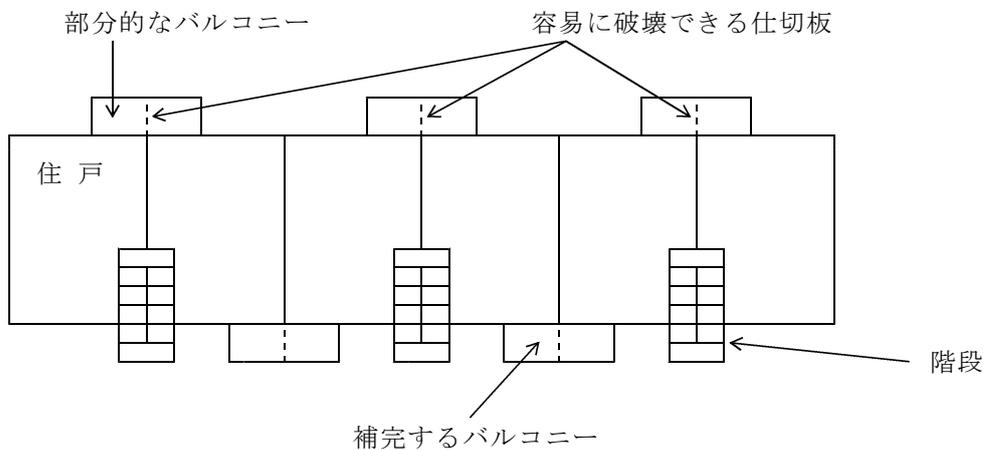
第1-9図



判定：原則として二方向避難に該当しない。ただし、各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

- g 階段室型（部分的に連続したバルコニーであるが反対側に経路を補完するバルコニーを併設したもの）

第1-10図

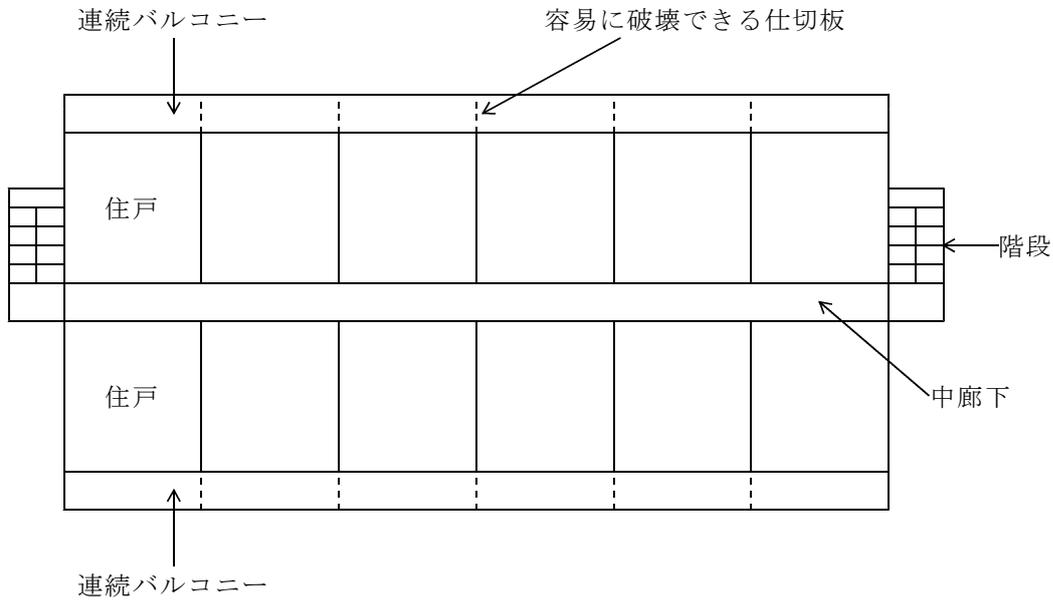


判定：二方向避難に該当する。

h 中廊下型（連続したバルコニー）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する中廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等

第1-11図

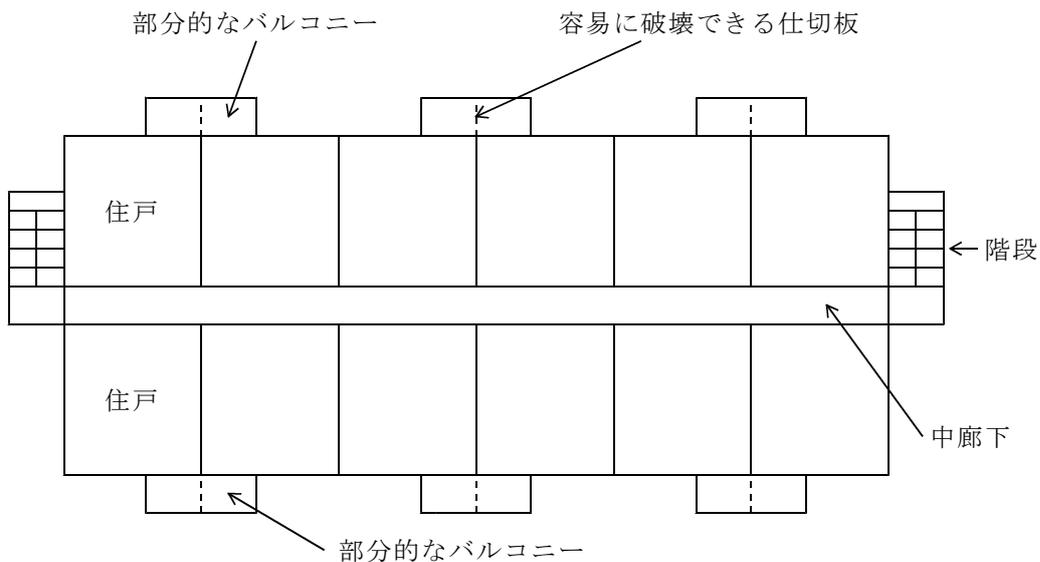


判定：二方向避難に該当する。

i 中廊下型（部分的に連続したバルコニー）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する中廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等

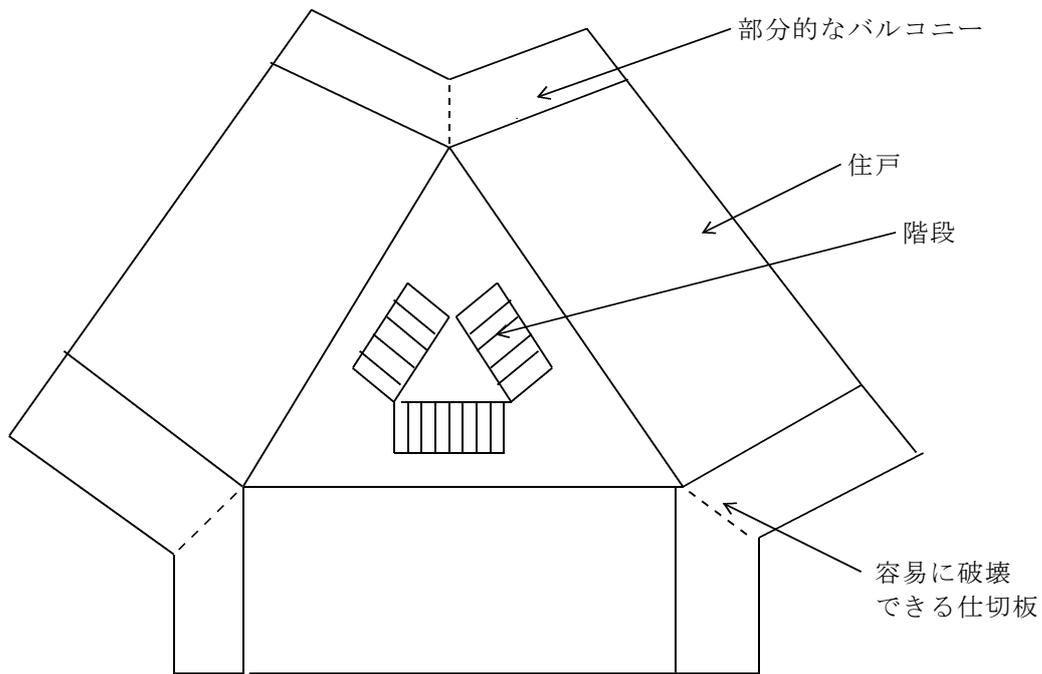
第1-12図



判定：原則として二方向避難に該当しない。ただし、各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

j その他の型（部分的に連続したバルコニー、3戸の中央に階段）

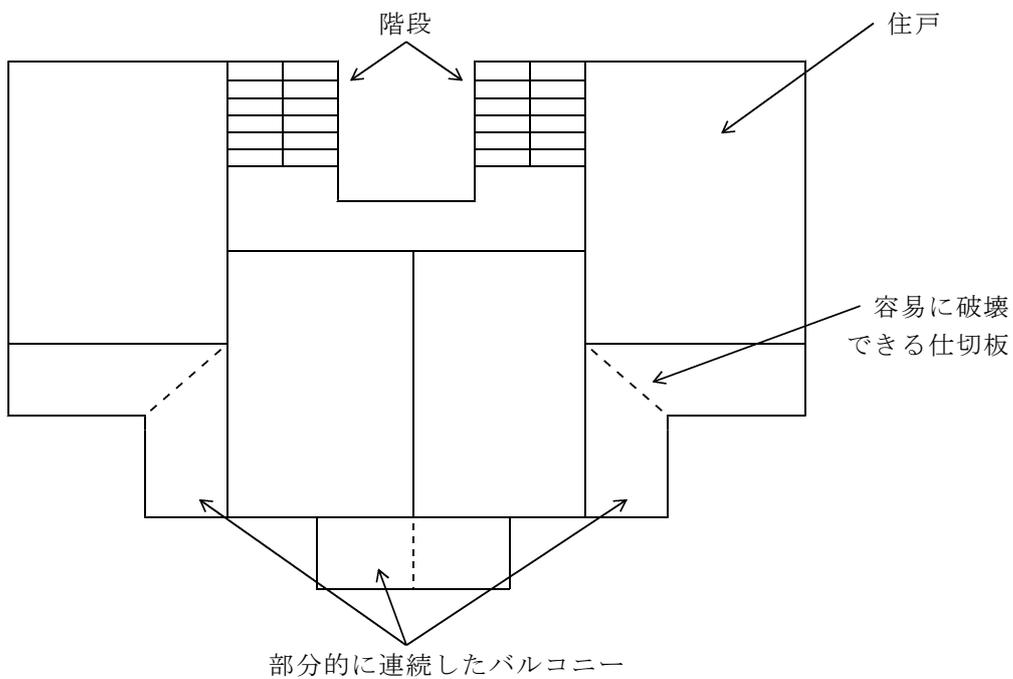
第1-13図



判定：iと同様の扱いとする。

k その他の型（部分的に連続したバルコニー、中央に2の階段）

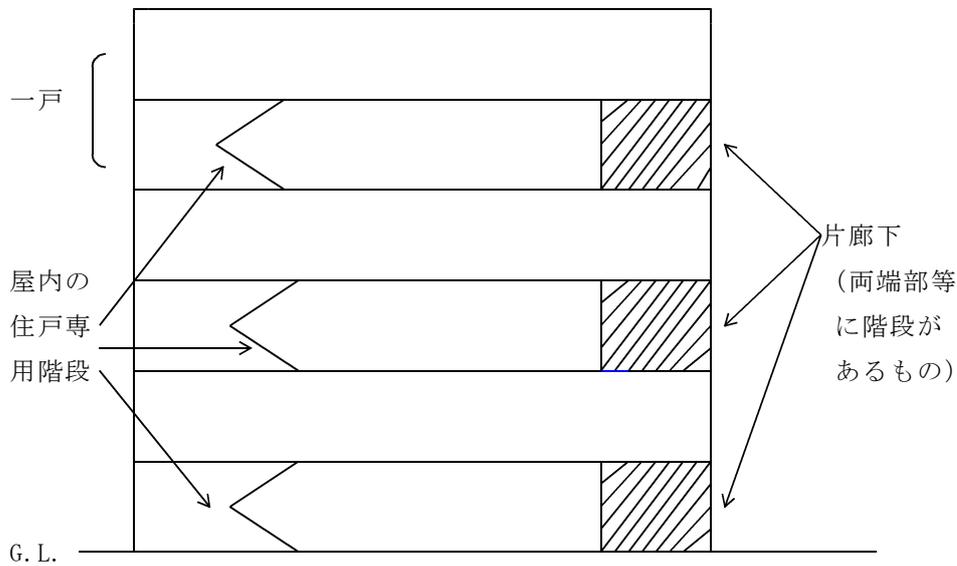
第1-14図



判定：二方向避難に該当する。

1 その他の型（奇数階が片廊下型のメゾネット型）

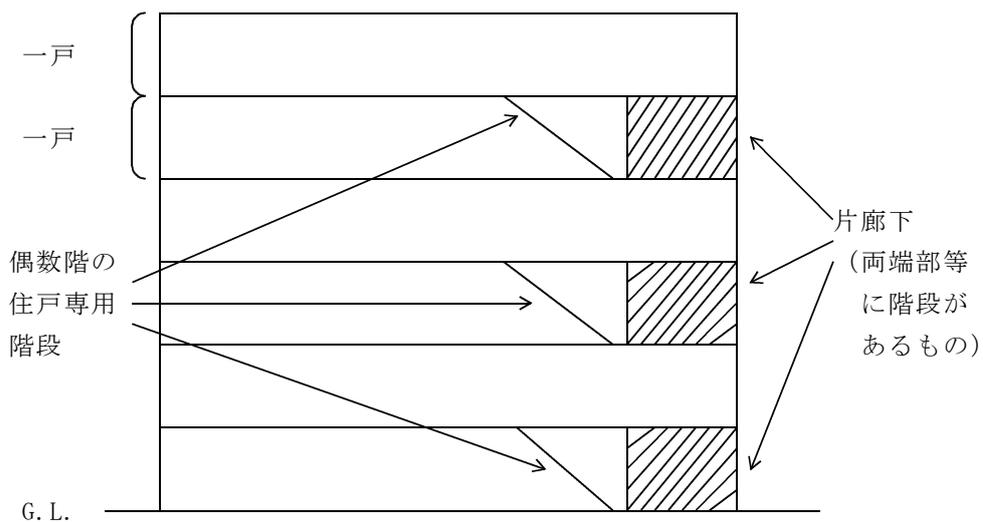
第1-15図



判定：奇数階における住戸、階段室、廊下及びバルコニーの配置により、a、b、c又はdと同様の扱いとする。

m その他の型（奇数階が片廊下型のスキップ型）

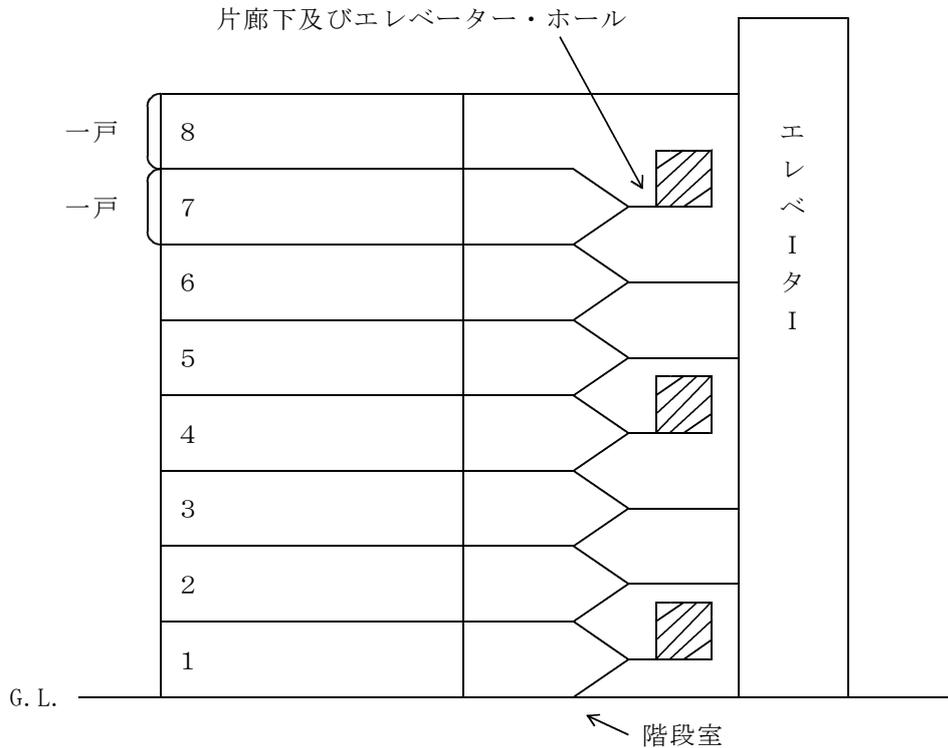
第1-16図



判定：奇数階における住戸、階段室、廊下及びバルコニーの配置により、a、b、c又はdと同様の扱いとする。

n その他の型（階段室型で3階ごとにスキップ型）

第1-17図



判定：各階における住戸、階段室及びバルコニーの配置により、e、f又はgと同様の扱いとする。

- (注) 1 図示の各例は、有効な避難経路として、バルコニー等を経由する1住戸以上隔てての住戸等内通過の原則により判定しているため、連続した住戸等数が3以下の場合は、図例に準じて個々に判定する必要があること。
- 2 図示の各例は、原則として2の階段を有する共同住宅等であるが、1の階段及び避難器具等を有する共同住宅等についても、二方向避難を確保できる場合があるので、図例に準じて判定すること。
- 3 b及びdの「接近して設ける場合」とは、バルコニー等を共用する異なる住戸等の界壁の直近の開口部（浴室のバランス釜の給排気口、甲種防火戸により常時閉鎖状態を保持したメーターボックス等又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火ダンパーを設けた開口部を除く。）相互間の距離が3m以下の場合をいうものであること。

(イ) 避難経路となるバルコニー等（バルコニー、テラス、ベランダその他これらに類するものについては、有効幅員が60cm以上必要）が、隣接住戸等間で仕切板等によって仕切られている場合、当該仕切板等は、避難の際、容易に開放、除去又は破壊できる等避難上支障のない構造のもの（以下「容易に破壊できる仕切板等」という。）であり、かつ、見やすい箇所に次の事項が明示されているものであること。

なお、容易に破壊できる仕切板とは、第1-1表に掲げる石綿スレート（JIS A 5 4 0 3）中、石綿セメント板又は石綿セメントけい酸カルシウム板（JIS A 5 4 1 8、以下この項において「けいカル板」という。）その他これと同等以下の強度を有するものをいい、破壊することができる部分は、幅60cm以上×高さ80cm以上の空間を確保することができる大きさのものであること。

- a 避難経路である旨
- b 避難の際の使用方法
- c 仕切板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨

第1-1表

石綿セメント等の種類	厚 　　さ
フレキシブル板	4 mm 以下
軟質フレキシブル板	4 mm 以下
軟 質 板	4 mm 以下
平 板	5 mm 以下
1. OKけいカル板 (かさ比重0.9以上1.2未満で有機 質繊維を混入しないもの)	5 mm 以下
1. OCKけいカル板 (かさ比重0.9以上1.2未満で有機 質繊維を混入したもの)	
0.8Kけいカル板 (かさ比重0.6以上0.9未満で有機 質繊維を混入しないもの)	6 mm 以下

(ウ) 傾斜地に建築されているため共同住宅等の上階がセットバックしている等の構造的要因により、避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごが設置できない住戸、共用室及び管理人室については、安全かつ容易に避難できると認められる場合には、これら以外の避難器具を設置することにより、二方向避難を確保することとして差し支えないものであること。

(エ) メゾネット型の住戸及び共用室にあっては、主たる出入口を経由する経路以外の避難経路を各階ごとに1以上確保したものであること。

イ 開放型の廊下及び階段室等の判断基準

開放型の廊下及び階段室等の判断基準は、次のとおりである。

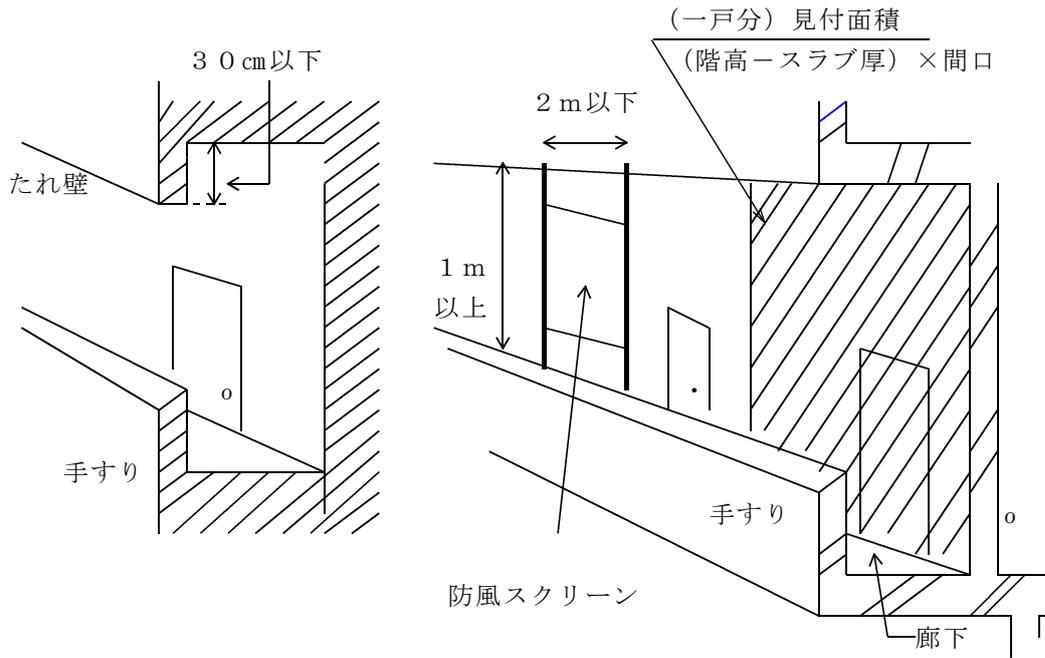
なお、当該廊下又は階段室等が、隣地境界線若しくは他の建築物等の外壁（同一敷地内における他の建築物の外壁、駐車場の外壁、擁壁等及び当該共同住宅等の外壁をいう。）との中心線から1m以下の距離にある場合又は特定光庭に面している部分は、直接外気が流通する部分に該当しないものとして取扱うものであること。

(ア) 開放型の廊下

次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるところによるものとする。

- a 片廊下の一部に手すり、スクリーン等外気の流通を妨げる部分が設けられているもの  
次に掲げる事項のすべてに適合すること。
  - (a) 手すり等（さく、金網等開放性のあるもの（有効開口面積が80%以上のもの）を除く。以下同じ。）がある場合、外壁面の直接外気が流通する部分の面積（廊下の両端部の面積を除く。）は、当該階の当該廊下に面する見付面積の3分の1を越えること。
  - (b) 直接外気が流通する部分について、手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1m以上であること。
  - (c) 廊下の外壁面に下方へ小梁、たれ壁等を設ける場合は、天井面から小梁、たれ壁等の下端までの高さは30cm以下であること。
  - (d) 直接外気が流通する部分について、防風のためのスクリーン等を設ける場合は、スクリーン等の幅を2m以下とするとともに、相互に1m以上離して設けること。

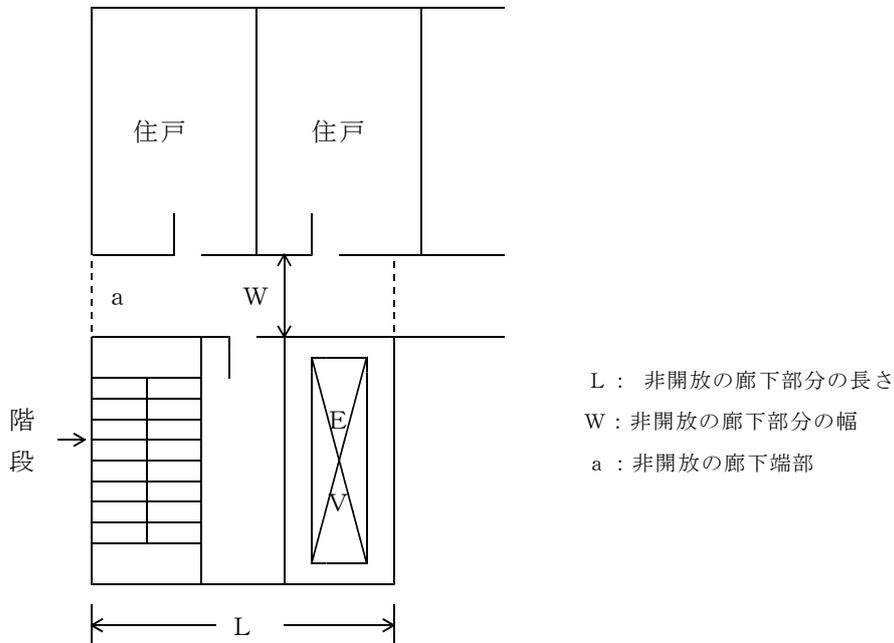
第1-18図



b 片廊下で廊下の一部に階段室、エレベーター等外気の流通を妨げる部分が設けられているもの。

前a (a) から (d) までによるほか、Lは、 $8W$ 以下で、かつ、1.2 m以下であること。  
ただし、a部分が閉鎖されている場合のLは、 $4W$ 以下で、かつ、6 m以下とする。

第1-19図



(イ) 開放型の階段室等

告示第7号に適合する開口部を有するものとする。

(ウ) 避難階にエントランスホールその他これらに類するものが設けられ、当該階の廊下又は階段室

が開放型のものとならないために、二方向避難・開放型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該当しない共同住宅等にあつては、当該階における避難に支障がなく、かつ、上階への煙の流入のおそれのない場合には、二方向避難・開放型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該当するものとみなして差し支えないものであること。

ウ 管理人室及び共用室については、第2号キからケまでにおいて、二方向避難型共同住宅等、開放型共同住宅等及び二方向避難・開放型共同住宅等の要件となっているが、次に掲げる事項についてそれぞれに定める条件に適合する場合には、当該事項の要件としないこととして取扱って差し支えないものであること。

(ア) 二方向避難に係る事項

管理人室及び共用室が避難階に存し、かつ、当該階において就寝を伴わないこと。

(イ) 開放型の廊下又は階段室等の判断に係る事項

前(ア)によるほか、当該管理人室及び共用室に面する廊下又は階段室が他の就寝を伴う住戸等の避難経路とならないこと。

エ 特定光庭の判定基準

特定光庭の判断基準は、次の(ア)又は(イ)によるものとする。

(ア) 特定光庭は、次に掲げる光庭部分の高さ(光庭の底部から頂部(パラペットの天端)までの距離をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれに定めるものとする。

a 光庭部分の高さが1.5m以下のもの

各住戸等の光庭に面する外壁間の距離(光庭部分を介して対面する各住戸等の外壁間の距離をいい、各住戸等が廊下を介して光庭部分に面する場合にあつては、光庭を介して対面する当該廊下の手すり、腰壁などの間の距離をいう。以下同じ。)が6m未満

b 光庭部分の高さが1.5mを超えるもの

各住戸等の光庭に面する外壁間の距離が、当該部分の高さの1/2.5の距離未満  
ただし、光庭の部分の上昇温度が次式を満たす場合にあつては、特定光庭に該当しないものとすることができる。

$$\Delta T \leq 4^{\circ}\text{C}$$

$\Delta T$ は、光庭部分の上昇温度であつて、次の式により求めた値

(単位  $^{\circ}\text{C}$ )

$$\Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q^{2/3}}{D^{5/3}}$$

$\alpha$ は、次の式により求めた値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{\gamma + 0.66}$$

$\gamma$ は、給気口率であつて、次の式により求めた値(単位 %)

$$\gamma = \frac{A'}{A} \times 100$$

$A'$ は、光庭部分に面して常時開放された給気口の面積(単位  $\text{m}^2$ )

$A$ は、光庭部分の最小水平投影面積(単位  $\text{m}^2$ )

$Q$ は、光庭部分に面する各住戸等について、次の式によりそれぞれ求めた発熱速度の最大値(単位 kW)

$$Q_x = 400 (a_1 \sqrt{h_1} + a_2 \sqrt{h_2} + \dots + a_n \sqrt{h_n})$$

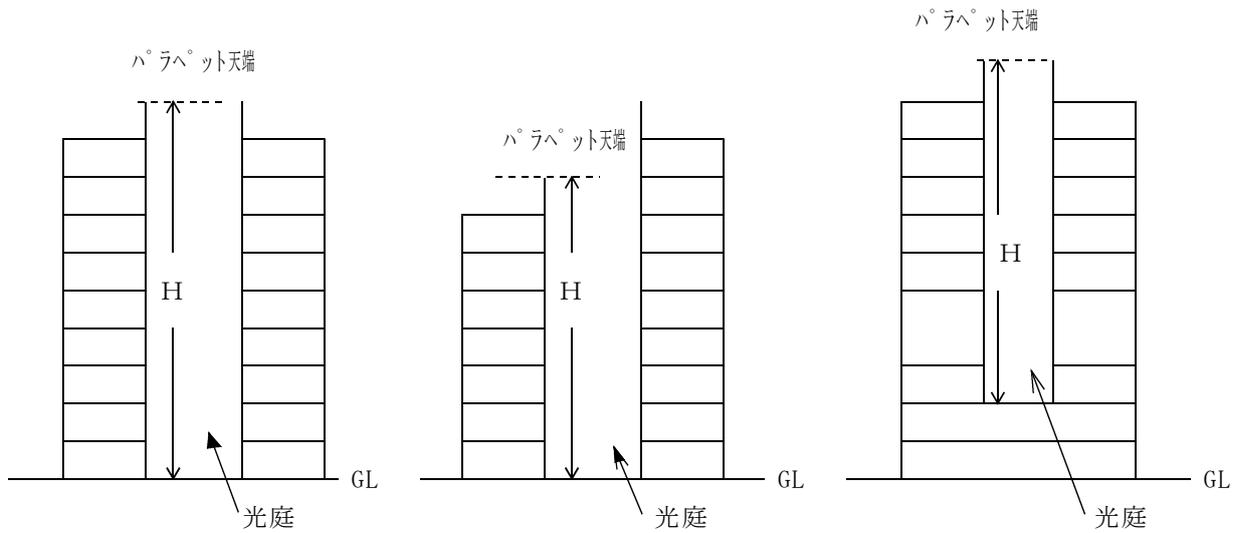
$Q_x$ は、光庭部分に面する一の住戸等の発熱速度(単位 kW)

$a_1 \sim a_n$ は、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するものの面積(単位  $\text{m}^2$ )

$h_1 \sim h_n$ は、当該住戸等の開口部のうち光庭に面するもの高さ(単位 m)

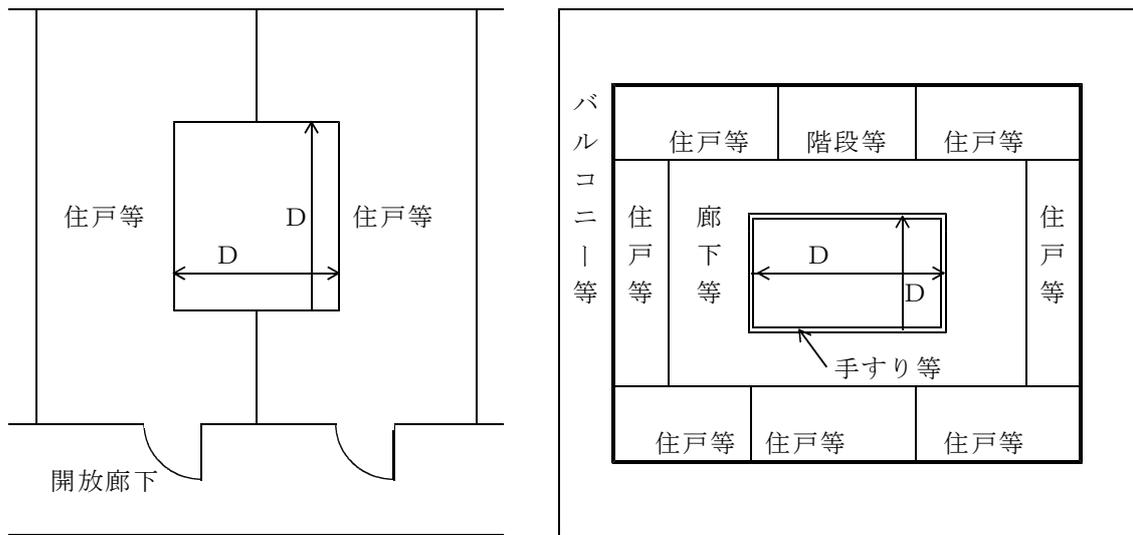
$D$ は、各住戸等の光庭に面する外壁間の距離(単位 m)

第1-20図 光庭部分の高さの取り方



(注) パラベットの天端の高さが異なる場合には、原則として最も低い部分により計測すること。

第1-21図 各住戸等の光庭に面する外壁間の距離の取り方



(イ) 共同住宅等に存する光庭又は吹抜け状の空間が、特定光庭に該当する形状かどうかについては、次により判断するものとする。

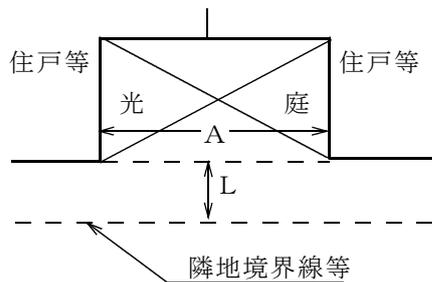
a 一辺が直接外気に開放された光庭

各階ごとに直接外気に開放されている部分（第1-22図から第1-27図までのA部分。以下「A部分」という。）の開口面積が当該光庭部分の水平投影面積の6分の1以上あるものは、特定光庭に該当しないものとする。ただし、A部分が開放型の廊下、開放型の屋外階段等（以下「廊下等」という。）に面する場合、当該廊下等の手すり等（（a）iiを除く。）の上端から小梁、たれ壁その他これらに類するもの下端までの高さ（第1-25図から第1-27図までのA部分の開口部の高さをいう。）が1m以上であること。なお、開口面積の算定及びA部分と隣地境界線又は隣地建物の外壁等（以下「隣地境界線等」という。）との距離については

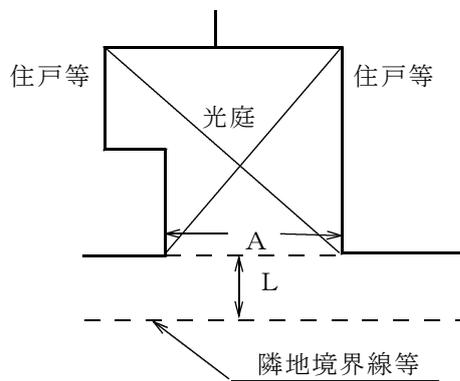
次によること。

- (a) A部分に次に該当するもののみが設けられている場合、当該部分は全面を開口面積に算入して差し支えないものとする。
  - i 小梁（第1-24図）
  - ii 開放性のある手すり等（さく、金網等で有効開口面積が80%以上のもの）（第1-25図及び第1-26図）
  - iii 開放型の屋外階段（第1-27図）
- (b) A部分と隣地境界線等との距離（第1-22図から第1-27図までのL部分をいい、A部分又は廊下等の先端と隣地境界線等との距離が部分的に異なる場合は、平均距離とする（第1-28図）。）が1m未満の場合における当該部分の開口面積は、実際の開口面積に当該距離（単位m）を乗じて行うこと。

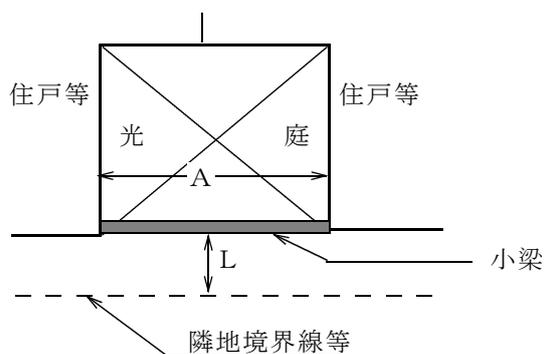
第1-22図



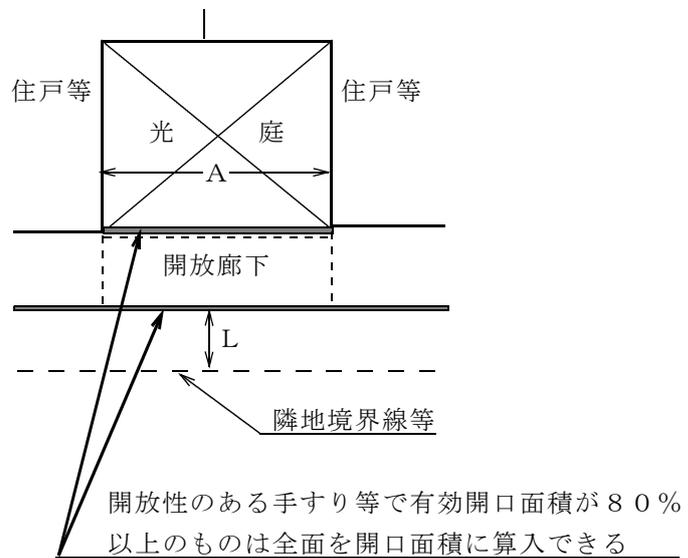
第1-23図



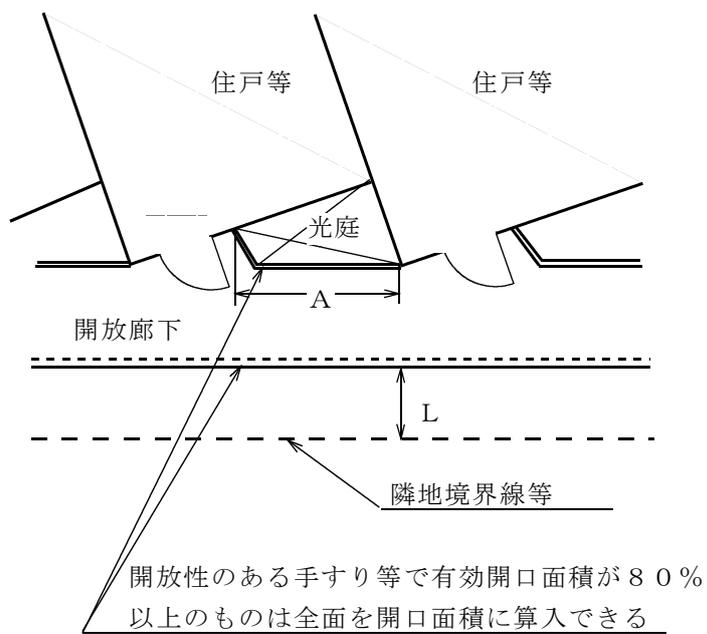
第1-24図



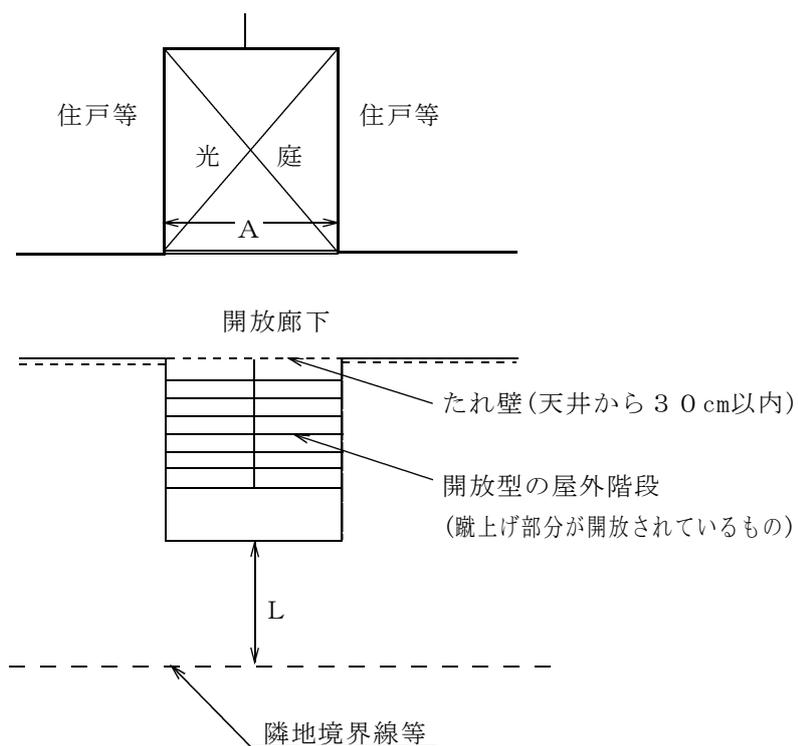
第1-25図



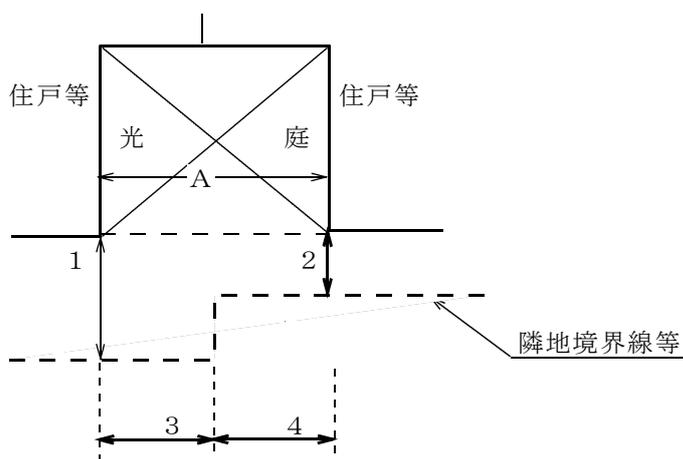
第1-26図 (平均距離の取り方①)



第1-27図 (平均距離の取り方②)



第1-28図 (平均距離の取り方③)



$$L = \frac{1 \times 3 + 2 \times 4}{3 + 4}$$

b 二辺が直接外気に開放された光庭（三辺以上が直接外気に開放された光庭も同様に取り扱いものとする。）

一の建築物に設けられる二辺が直接外気に開放された光庭で、次の（a）又は（b）のいずれかに適合する場合は、特定光庭に該当しないものとする。ただし、直接外気に開放されてい

る部分（第1-29図のa、b部分。以下同じ。）が廊下等に面する場合、当該廊下等の手すり等（a（a）iを除く。）の上端から小梁、たれ壁その他これらに類するもの下端までの高さ（第1-29図のa部分の開口部の高さをいう。）が1m以上であること。

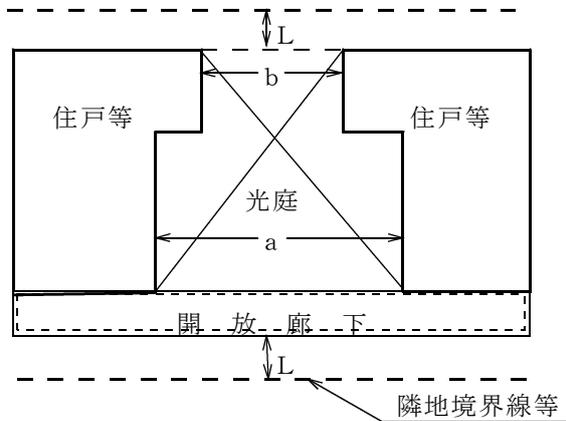
(a) 各階ごとに、直接外気に開放されている部分の開口面積の合計が当該光庭部分の水平投影面積の6分の1以上あるもの。なお、開口面積の算定及び直接外気に開放されている部分と隣地境界線等との距離（第1-29図のL部分）については、a（a）及び（b）を準用すること。

(b) 各階ごとに、直接外気に開放されている部分が次に適合すること。

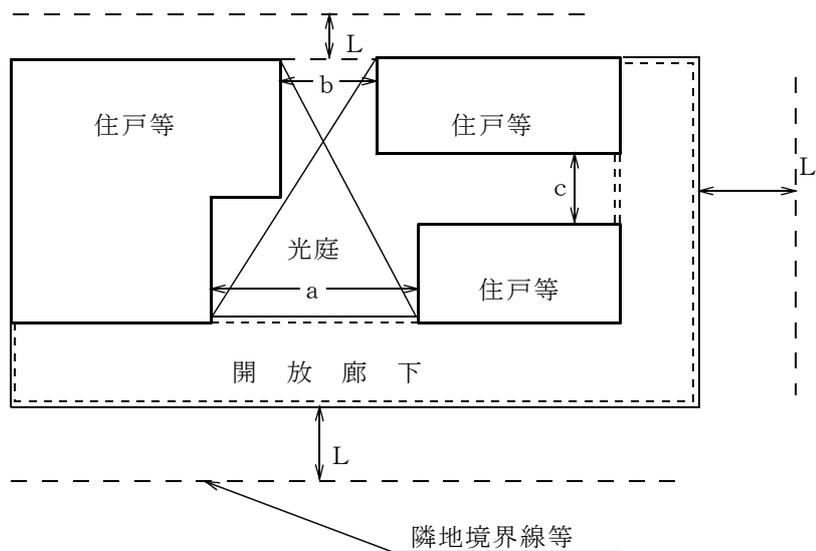
i a部分及びb部分の長さの合計が光庭の周長の概ね8分の1以上で、かつ、a及びb部分の長さがそれぞれ2mを超えること。

ii a部分の面する廊下の先端及びb部分と隣地境界線等との距離（第1-29図のL部分）が1mを超えること。なお、当該部分の距離が部分的に異なる場合は、平均距離とすること。

第1-29図(二辺が直接外気に開放された光庭)



第1-30図(三辺が直接外気に開放された光庭)



- 4 令第21条第1項第4号の規定により、自動火災報知設備を設置しなければならない1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫（以下この項において「自走式車庫」という。）について、次の各号に適合する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- (1) 建基法第38条及び第67条の2の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- (2) 自走式車庫は階ごとに、次のアからウのいずれかに該当するものであること。
- ア エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。）について全面的に開放性が確保されている
- イ 壁面について、長辺の一边が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の2分の1以上が常時外気に直接開放されていることに加え、天井部分の開口部面積（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分については、有効開口面積とする。以下この項において同じ。）の合計が床面積の20%以上確保されている
- ウ 壁面について、四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されており、かつ、天井部分の開口部面積の合計が床面積の20%以上確保されている
- (3) 各階に令第24条第4項の規定により非常警報設備が設置され、かつ、次のア又はイに該当するものであること。
- ア 管理人室等で常時人の場所又は入口等で利用者の目に触れやすい場所に、非常通報装置又は電話が設置されている。
- イ 同一敷地内に当該自走式車庫の管理権原者が所有、管理又は占有する常時人のいる建物（電話が設置されているものに限る。）があり、当該建物に非常警報設備の警報を移報する措置が講じられている。

## 基準2 消防用設備等全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 不燃材料で造られている防火対象物またはその部分で出火の危険がないと認められるか、または出火源となる設備、物件が原動機、電動機等にして、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものについては、消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備および連結送水管を設置しないことができるものとする。ただし、規則第6条第1項に掲げる防火対象物またはその部分に、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第4において電気設備の消火に適応するものとする消火器を、当該電気設備がある場所に床面積100㎡以下ごとに1個設けなければならない。

※（昭和38年9月30日付け自消丙予発第59号）

- (1) 塔屋部分等にして、不燃性の物件のみを収納するもの
  - (2) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池または貯水槽のみであるもの
  - (3) プール（プールサイドを含む。）またはスケートリンク（滑走部分に限る。）
  - (4) ジュース、清涼飲料水等の製造工場
- 2 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡未満のものについては、その非常電源を非常電源専用受電設備とすることができる。

### 基準3 消火設備全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 同一敷地内にある2以上の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備（以下この項において「屋内消火栓設備等」という。）を設置する場合において、それぞれの防火対象物の管理権原が同一で、次の各号に適合するときは、当該2以上の防火対象物に設置する屋内消火栓設備等の加圧送水装置、水源、消火薬剤又は消火剤（以下この項において「加圧送水装置等」という。）を共用することができる。

※（昭和48年9月18日付け消防安第25号、平成4年12月17日付け消防予第249号等参照）

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この項において「ポンプの全揚程等」という。）は、共用するすべての屋内消火栓設備等が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量、水源の水量、消火薬剤の貯蔵量及び消火剤の量（以下この項において「ポンプの吐出量等」という。）は、共用するすべての屋内消火栓設備等の必要な量を加算して得た量以上の量であること。ただし、次のいずれかに適合する場合は共用する防火対象物について算定した屋内消火栓設備等の必要な値及び量のうち、最大の値及び量以上の値及び量とすることができる。
  - ア 共用する棟が準耐火建築物であること。
  - イ 共用する棟が延焼のおそれのない距離を保有していること。または、延焼防止上有効な措置が講じられていること。
- (2) 配管を分岐する箇所には、それぞれの棟の系統ごとに支障を生じないように止水弁を設けること。
- (3) 共用する屋内消火栓設備等の性能に支障を生じないこと。

- 2 1の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備又は屋外消火栓設備のうち、2以上の消火設備を設置する場合において、次の各号に適合するときは、当該消火設備の加圧送水装置及び水源を兼用することができる。ただし、泡消火設備の加圧送水装置及び配管は専用とすること。

※（昭和50年6月16日付け消防安第65号、昭和54年2月5日付け消防予第24号等参照）

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この項において「ポンプの全揚程等」という。）は、兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量及び水源の水量は、兼用するすべての消火設備の必要な量を加算して得た量以上の量であること。ただし、防火対象物の位置、構造及び当該消火設備の状況から判断して、それぞれの消火設備が同時に使用され、又は作動することが極めて少ないと認められるときは、ポンプの全揚程等、ポンプの吐出量又は水源の水量を減じることができる。
- (2) 配管を分岐する箇所には、それぞれ設備の系統ごとに支障を生じないように止水弁を設けること。
- (3) 兼用するそれぞれの消火設備の性能に支障を生じないこと。

#### 基準4 消火器具の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準5 屋内消火栓設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 非常動力装置について、次により設ける場合は、屋内消火栓設備の非常電源とすることができる。  
※（昭和50年6月12日付け消防安第65号、昭和55年3月12日付け消防予第37号、平成7年2月21日付け消防予第26号等参照）
  - (1) 非常動力装置は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）に適合する社団法人日本内燃発電設備協会自家発電設備認定委員会の認定品であること。
  - (2) 非常動力装置は、停電及び起動信号により自動的に起動するものであること。
  - (3) 非常動力装置は、規則第12条第4号口の規定に準じて設けること。
  - (4) 非常動力装置は、換気設備及び操作のための非常用の照明装置を設けた室に設けること。
  - (5) 起動装置及び表示灯は、別に非常電源を設けること。
  - (6) 床面積の合計が2,000㎡以下の防火対象物であること。
- 2 パッケージ型消火設備（Ⅰ型及びⅡ型に限る。）を次に掲げる要件に適合するように設置する場合は、屋内消火栓設備の代替設備とすることができる。  
※（平成9年11月27日付け消防予第182号参照）
  - (1) パッケージ型消火設備を屋内消火栓設備の代替設備として設置することができる防火対象物は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の要件に該当するものであること。
    - ア パッケージ型消火設備（Ⅰ型）を設置することができる防火対象物
      - (ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
      - (イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの
    - イ パッケージ型消火設備（Ⅱ型）を設置することができる防火対象物
      - (ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの
      - (イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの
  - (2) パッケージ型消火設備は、次により設置すること。
    - ア 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては15m以下となるように設けること。
    - イ 一のパッケージ型消火設備において防護する部分の面積は、Ⅰ型にあっては850㎡以下、Ⅱ型にあっては500㎡以下とすること。
    - ウ 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設けること。
    - エ 温度40度以下で温度変化が少ない場所に設けること。
    - オ 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
    - カ 貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。
    - キ パッケージ型消火設備は安全センターの認定品であること。
- 3 次のいずれかに該当し、屋内消火栓からの水平距離が1号消火栓及び易操作性1号消火栓にあっては25mを超え30m以下となる部分並びに2号消火栓にあっては15mを超え20m以下となる部分で、

直近に消火器を設置した場合は、令第11条第3項第1号又は第2号の規定に適合しているものとみなすことができる。

- (1) 設置階の一部に未警戒部分が生じるが、直近の消火栓からホースを延長して有効に消火活動を行うことができるものと認められる場合
- (2) 小規模な増築部分等で、当該部分から火災発生のおそれが著しく少ないと認められる場合

4 2号消火栓の設置について、次の各号に適合している場合は、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離を最長25mまでとすることができる。

※(昭和62年10月26日付け消防予第187号参照)

- (1) 可燃物の集積がなく、火気の使用がないこと。
- (2) 放水障害となるような間仕切り、壁等がないこと。
- (3) ホースを直線的に延長できること。
- (4) 初期消火活動上支障がないこと。
- (5) 直近に消火器が設置されていること。

5 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められる設備が設置されているものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。ただし、当該防火対象物又はその部分に適応する大型消火器、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を令第10条、第16条、第17条又は第18条に定める技術上の基準の例により設置すること。

※(昭和38年9月30日付け自消丙予発第59号参照)

6 令第11条第2項の規定の適用については、可燃性材料を用いた部分の床面積の合計が50㎡以下で、かつ、当該防火対象物の延べ面積(階規制による場合は、当該階の床面積とする。)の1/10以下である場合は、全体を内装不燃化した防火対象物又は部分とみなすことができる。なお、可燃性材料を用いた部分の床面積の算定は、次の各号によること。

- (1) 一部分に可燃性材料を用いた室又は廊下にあつては、その室又は廊下全体の床面積を内装可燃部分の床面積とみなす。
- (2) 建基令第129条第7項の規定により、内装制限を緩和するためのスプリンクラー設備等を設け、可燃性材料を用いた部分にあつては、内装不燃化した部分とみなさない。

7 塔屋又は中2階等で床面積(第5項の規定を適用する部分が含まれる場合は、当該部分の床面積を除く。)が50㎡以下であり、かつ、直下階又は直上階に設けられた直近の屋内消火栓から当該部分を有効に消火できると認められるものにあつては令第11条第3項第1号イ又は第2号イの規定に適合しているものとする。ことができる。

## 基準6 スプリンクラー設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下「高天井の部分」という。）については、次によることができる。

※（平成8年9月10日付け消防予第175号参照）

- (1) 高天井の部分と高天井の部分以外の部分とが床、壁等により区画されていない場合における放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の取扱いは、次のいずれかによることができる。
- ア 高天井の部分の床面が、隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含される場合には、当該高天井の部分については、放水型ヘッド等を設置しないことができる。
- イ 高天井の部分以外の部分の床面が、隣接する高天井の部分に設置された放水型ヘッド等により有効に包含されている場合には、当該高天井の部分以外の部分については、放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。この場合において、高天井の部分以外の部分に係る感知障害のないよう特に留意すること。
- (2) 高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
- ア 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のすべてに適合する部分
- (ア) 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。
- (イ) 当該部分において火気の使用がないこと。
- (ウ) 当該部分において多量の可燃物が存しないこと。
- イ 床面積が概ね50㎡未満の部分であって前ア（イ）及び（ウ）の要件に適合する部分

- 2 令第12条第1項第2号、第3号及び第7号から第9号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号口に掲げる部分を除く。）のうち、令別表第1（5）項若しくは（6）項に掲げる防火対象物又は同表（16）項に掲げる防火対象物の同表（5）項若しくは（6）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって、延べ面積が10,000㎡以下のもので、次による場合は、スプリンクラー設備の代替設備としてパッケージ型自動消火設備を設置することができる。

※（平成9年1月27日付け消防予第182号参照）

- (1) パッケージ型自動消火設備は、次により設置すること。
- ア 「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年9月22日付け消防予第136号。以下「136号通知」という。）第2（6及び7を除く。）により設置すること。
- イ 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、3m以下とすること。ただし、136号通知別添1、第16条の消火試験を、A模型を使用し感知部と連動させた状態で行い、消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さで設置することができる。
- (2) パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、規則第13条第3項に掲げる部分について、パッケージ型消火設備を次に適合するように設置する場合は、補助散水設備又は屋内消火栓設備の代替設備とすることができる。
- ア 防火対象物の階ごとに、その各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては15m以下となるように設けること。
- イ 一のパッケージ型消火設備において防護する部分の面積は、Ⅰ型にあっては850㎡以下、Ⅱ型にあっては500㎡以下とすること。

- ウ 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設けること。
  - エ 温度40度以下で温度変化が少ない場所に設けること。
  - オ 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
  - カ 貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。
- (3) パッケージ型自動消火設備は、検定協会の鑑定品であること。また、パッケージ型消火設備は、安全センターの認定品であること。

## 基準7 特殊消火設備全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 令第13条の規定により、水噴霧消火設備等を設置することとされている最大消費熱量の合計が350kw以上の厨房室について、次の各号に適合する場合は、水噴霧消火設備を設置しないことができる。

※（平成4年12月17日付け消防予第249号参照）

- (1) 当該厨房室にスプリンクラー設備が技術基準に基づき設置されていること。
- (2) フード部分及び排気ダクト内部、レンジ部分並びにフライヤーに対してそれぞれ安全センターの認定を受けたフード・ダクト、レンジ用及びフライヤー用の簡易自動消火装置が設置されていること。
- (3) 当該厨房設備は、液体燃料を使用しておらず、適正な維持管理が行われていること。

- 2 次の各号のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に、適応する大型消火器を設置した場合は、不活性ガス消火設備、ハロゲン消火設備または粉末消火設備を設置しないことができる。

※（昭和59年7月20日付け消防予第37号参照）

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式または窒素封入式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kVA未満のもの。この場合において、封じ切り方式とは、溶接により外部と完全に遮断し、冷却または絶縁のための油類の補給等、維持管理の必要がなく、また、不可能な構造をいい、ボルト締め等によるものは含まれないものとする。
- (2) 1,000kVA未満の容量の電気設備
- (3) 「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）または「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (4) 密封方式のOFケーブル油槽
- (5) 発電機または変圧器で、冷却または絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

- 3 発電所の電気設備が設置されている部分に、次の各号により水噴霧消火設備を設置した場合は、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備または粉末消火設備を設置しないことができる。

※（昭和59年7月20日付け消防予第37号参照）

- (1) 噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面積を包含するように設けること。
- (2) 高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間は、第7-1表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、同表の右欄に掲げる離隔距離以上であること。

第7-1表

公称対地電圧 (kV)	離隔距離 (cm)
6.6以下	70
7.7以下	80
11.0以下	110
15.4以下	150
18.7以下	180
22.0以下	210
27.5以下	260

- (3) 水源の水量及び噴霧ヘッドの性能は、次のア及びイによること。
- ア 噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置されるすべての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が0.35MPa以上で、かつ、防護面積1㎡につき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分には6、その他の部分は、10で計算した量以上の量で、有効に放射できるものであること。
  - イ 水源の水量は、アに定める条件ですべての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。
- (4) 制御弁及びストレーナを、次のアからウまでにより設けること。
- ア 制御弁及びストレーナは、放射区域ごとに設けること。
  - イ 制御弁は、火災の際、安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面または操作面からの高さが0.8m以上1.5m以下であること。
  - ウ 制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。
- (5) 配管は、電気設備の頂部を通過しないように設けること。
- (6) 配管及びその支持物の非充電露出部は、有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を10Ω以下とすること。
- (7) 排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。
- (8) 加圧送水装置は、規則第16条第3項第3号の規定の例により設けること。ただし、水力発電所の水圧管を利用して第3号の基準を満足する場合は、この限りではない。
- (9) 呼水装置、非常電源及び配管は、規則第12条第3号の2、第4号及び第6号の規定の例により設けること。
- (10) 貯水槽等には、規則第12条第1項第9号に規定する措置を講じること。

## 基準8 水噴霧消火設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準9 泡消火設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

**基準10 不活性ガス消火設備の取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

**基準 11 ハロゲン化物消火設備の取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

**基準 1 2 粉末消火設備の取扱いに関する特例基準**

平成 1 4 年 4 月 1 日現在取扱いなし。

### 基準13 屋外消火栓設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

#### 基準14 動力消防ポンプ設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準15 警報設備全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

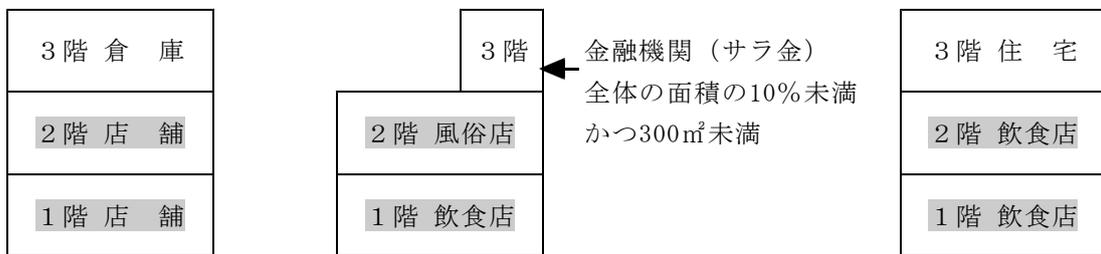
- 1 規則第24条第5号イ（ロ）及び規則第24条第5の2号イ（ロ）並びに規則第25条の2第2項第1号イ（ロ）により、地区音響装置等の音が当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置しなければならないものについて、常時人がいる場所に受信機又は火災表示板等を設置することにより、地区音響装置等が鳴動した場合に地区音響装置等の音以外の音が手動で停止できる場合は、同等以上の効力があると認められる。

## 基準 16 自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、次に掲げる条件のすべてに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
  - (1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。
  - (2) 特定用途部分が、次に掲げる条件のすべてに適合すること。
    - ア 特定用途部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
    - イ 特定用途部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
    - ウ すべての特定用途部分から主要な避難口に容易に避難できること。
  
- 2 令第21条第1項第6号の2に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分のすべてが次のいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
  - (1) 居室(事務室を除く。)以外の部分であって、不特定多数のものの出入がないもの
  - (2) 実態上の用途が特定用途部分以外の部分であって、第1章、基準1、別記、1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途部分として取り扱われているもの
  - (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、第1章、基準1、別記、2により、防火対象物全体が単独の特定防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途部分として取り扱われているもの

(参照) (1) (2) (3)  
 例：家具店



- 3 階段及び傾斜路のうち、特定用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は消防法施行規則(以下「規則」という。)第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合)にあつては、
  - 1) 以上設けられていないもの(以下「特定1階段等防火対象物」という。)のうち、自動火災報知設備が既に設置されている防火対象物で、かつ、避難階以外の階の特定用途に供される部分のすべてが2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、次の(1)から(3)までによることができる。
    - (1) 階段及び傾斜路に設ける自動火災報知設備の感知器は、垂直距離15メートル(3種の感知器にあつては10メートル)につき1個以上の個数を設ければよいものとする。
    - (2) 自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能(地区音響停止スイッチが停止状態にある間に、受信機が火災信号を受信したときに、地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に(地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に)鳴動状態になる機能をいう。)付きとしないことができる。
    - (3) ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、自動火災報知設備の音響装置が聞き取りにくい場所があるものに係る当該音響装置は、当該場所において他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる措置をとらないことができる。

## 基準17 ガス漏れ火災警報設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準18 漏電火災警報器の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物には、漏電火災警報器を設置しないことができる。
  - (1) 建基法第2条第9号の3ロに定める準耐火建築物で、令第22条第1項に規定する壁、床又は天井になされている電気配線が、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事その他電気配線を被覆する金属体（以下この基準において「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、かつ、当該金属管等が電設基準の第10条及び第11条の規定によるD種接地工事又はC種接地工事により接地されているもの
  - (2) 令別表第1（7）項及び（14）項に掲げる建築物で、当該建築物における契約電流容量（同一建築物で、契約種別の異なる電気が供給されているものは、契約電流種別ごとの電流容量）が10A以下のもの

## 基準 19 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当する防火対象物で、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地建物名及び電話番号の情報、その他これらに関連する内容をいう。）が明示される場合は、火災通報装置を設置しないことができる。
  - (1) 令別表第1(5)項イで、宿泊室数が10以下であるもの
  - (2) 令別表第1(6)項イで、病床数が19以下であるもの又は人工透析を行う通所施設で夜間は無人となる病床数25以下であるもの
  - (3) 令別表第1(6)項ロで、通所施設であるもの
  - (4) 令別表第1(16)項イのうち、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ロの部分の前各号に該当するもの
  
- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、次の各号のいずれかに該当する場合は、火災通報装置の設置を省略することができる。
  - (1) 防災センター等に火災通報装置本体を設置し、かつ、防災センター等に設置された1の自動火災報知設備の受信機により、火災通報装置の設置義務のある同一敷地内の全ての棟を集中監視している場合で、火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等の措置を講じることができると認められる体制が整備されていること。
  - (2) 主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次のア及びイに該当する場合  
※（平成9年2月26日付け消防予第36号）
    - ア 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができると認められる箇所及び防災センター的な箇所にそれぞれ設置されていること。
    - イ 主たる棟と別棟の防災センター等の間には、相互通話設備が第2章、基準11、第2項第4号の規定の例により設けられていること。

## 基準20 非常警報設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 小規模な防火対象物（階数が2以下で延べ面積が350㎡以下の防火対象物をいい、地階を有するものを除く。）に、サイレン音響を付置した携帯用拡声器（以下この基準において「携帯用拡声器」という。）を、次の各号により設けた場合は、当該防火対象物に非常警報設備を設置しないことができる。
  - (1) 設置は、次のアからエまでによること。
    - ア 各階ごとに、1個以上設けること。
    - イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し速やかに操作できる場所に設けること。
    - ウ 床面から高さが、0.8m以上、1.5m以下の位置に設けること。
    - エ 携帯用拡声器を設けた箇所に、その旨を表示すること。
  - (2) 携帯用拡声器の性能は、次のア及びイに適合すること。
    - ア 出力は、定格出力で10W以上であること。
    - イ 音圧は、90dB以上であること。
- 2 共同住宅の住戸部分で、スピーカーの設置位置から間仕切り等を介さない部分については水平距離10m、間仕切り等を有する部分については水平距離8mを超えて当該住戸の放送区域がない場合に限って、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階の部分）を一の放送区域として取り扱うことができる。

※（平成6年2月1日付け消防予第22号）
- 3 特定1階段等防火対象物のうち、非常警報設備が既に設置されている防火対象物で、かつ、避難階以外の階の特定用途に供される部分のすべてが第3章基準16自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、非常警報設備の音響装置が聞き取りにくい場所があるものに係る当該音響装置については、当該場所において他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる措置をとらないことができる。

## 基準 2 1 避難器具全般の取扱いに関する特例基準

平成 1 4 年 4 月 1 日現在取扱いなし。

## 基準 2 2 避難器具の取扱いに関する特例基準

特定 1 階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、規則第 2 7 条第 1 項第 1 号に規定する基準を適用しないことができる。

(1) 2 階

(2) 避難階以外の階で、次のいずれかに該当する場合

ア 特定用途に供される部分が存しない階

イ 特定用途に供される部分が存する階で、当該部分のすべてが第 3 章基準 1 6 自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合

ウ 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が 2 (当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第 4 条の 2 の 3 に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられている場合

### 基準 2 3 誘導灯の取扱いに関する特例基準

令第 3 2 条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、誘導灯を設置しないことができる。
  - (1) 令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物の部分のうち、(5) 項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分で、本章、基準 1、第 3 項第 2 号カに定める開放型の廊下及び階段室（避難上採光が十分なものに限る。）に該当し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
  - (2) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供されるもの
  - (3) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難階の居室及び廊下等で、窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難することができ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
  - (4) 建基令第 2 条第 1 項第 8 号の規定により、階数に算入されない地階（階数が 1 のものに限る。）又は塔屋で、内装が準不燃材料で仕上げられているもの（階段部分を除く。）
  
- 2 規則第 2 8 条の 3 第 3 項第 1 号イ又はロに規定する避難口（地階及び無窓階にある避難口を除く。）のうち、居室内の各部分から当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる常時出入の用に供する避難口で当該居室の床面積が 1 0 0 m<sup>2</sup>（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、4 0 0 m<sup>2</sup>）以下の場合には、避難口誘導灯を設置しないことができる。
  
- 3 規則第 2 8 条の 3 第 4 項第 3 号の規定により、A 級又は B 級（B H 形又は避難口誘導灯にあつては点滅機能を有するものに限る。）の誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として当該防火対象物又はその部分の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所で不特定多数の者の避難経路とならない部分に誘導灯を設置する場合は、B L 形又は C 級とすることができる。（第 2 3 - 1 表参照）

第 2 3 - 1 表

	避難口誘導灯	通路誘導灯
B H 形	B 級のうち、表示面の明るさが 2 0 カンデラ以上のもの	B 級のうち、表示面の明るさが 2 5 カンデラ以上のもの
B L 形	B 級のうち、表示面の明るさが 2 0 カンデラ未満のもの	B 級のうち、表示面の明るさが 2 5 カンデラ未満のもの

#### 基準 2 4 消防活動上必要な設備全般の取扱いに関する特例基準

平成 1 4 年 4 月 1 日現在取扱いなし。

## 基準 25 消防用水の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準 26 排煙設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準 27 連結散水設備の取扱いに関する特例基準

令第 32 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

1 連結散水設備について、次のいずれかに該当する場合は、設置を免除することができる。

※（昭和 50 年 6 月 16 日付け消防安第 65 号参照）

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物で外周（外壁）が二面以上及び外周長の二分の一以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次のすべてを満足するもの。
  - ア ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部またはその幅及び高さがそれぞれ 0.75 m 以上及び 1.2 m 以上の開口部）を 2 以上有し、かつ、当該開口部は、規則第 5 条の 2 第 2 項各号（第 2 号を除く。）に該当するものであること。
  - イ 開口部が面するドライエリア等の幅は当該開口部がある壁から 2.5 m 以上であること。ただし、消火活動上支障のないものはこの限りでない。
  - ウ ドライエリア等には地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
  - エ ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが 30 m を超えるものは二以上の傾斜路等を有すること。
- (2) 令別表第 1（10）項に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で造られた可燃物のないプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分で連結送水管を設置してあるもの。
- (3) 規則第 13 条第 3 項第 6 号及び第 8 号に掲げる部分

## 基準 28 連結送水管の取扱いに関する特例基準

令第 32 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 地階を除く階数が 7 以上の建築物で、次の各号に適合するものは、連結送水管を設置しないことができる。
  - (1) 延べ面積が、2,000 m<sup>2</sup>未満であるもの
  - (2) 7 階以上の階の床面積の合計が、100 m<sup>2</sup>以下であるもの
  - (3) 7 階以上の階が、昇降機、塔屋、物見塔その他これらに類する用途に供され、かつ、収容されているものが、電動機等のみで、火災の発生するおそれが少ないと認められるもの

## 基準29 非常コンセンタの取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

### 基準30 無線通信補助設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。